

行政常任委員会

令和 7 年 3 月 1 2 日（水）

午前 9 時 5 9 分開 会

○仲委員長 おはようございます。ただいまより行政常任委員会を開会いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため村田幸隆委員でございます。

本日は、水道部から審査を始めます。

それでは、水道部の議案第 30 号、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4 号）の議決について、説明をお願いいたします。

○神保水道部長 水道部です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第 30 号、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4 号）について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

第 1 条、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによります。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入の第 1 款水道事業収益、既決予定額 5 億 8,669 万 4,000 円に対し補正予定額は 38 万 1,000 円の増額で、予定額を 5 億 8,707 万 5,000 円とするものでございます。

内訳といたしましては、第 1 項営業収益を 103 万 3,000 円増額補正し、予定額を 4 億 9,611 万 3,000 円に、第 2 項営業外収益を 65 万 2,000 円減額補正し、予定額を 9,095 万 8,000 円とするものでございます。

次に、支出の第 1 款水道事業費用、既決予定額 5 億 794 万 2,000 円に対し補正予定額は 151 万 3,000 円の減額で、予定額を 5 億 642 万 9,000 円とするものでございます。

内訳は、第 1 項営業費用を 268 万 2,000 円減額補正し予定額を 4 億 6,093 万 5,000 円に、第 2 項営業外費用を 116 万 9,000 円増額補正し予定額を 4,499 万 1,000 円とするものでございます。

続きまして、第 3 条、予算第 4 条、資本的収入及び支出を次のとおり補正いたし

ます。

収入の第1款資本的収入、既決予定額1億2,463万6,000円に対し補正予定額は920万6,000円の減額で、予定額を1億1,543万円とするものでございます。

内訳といたしまして、第2項負担金を390万6,000円減額補正し予定額を4,968万1,000円に、第3項企業債を530万円減額補正し予定額を6,510万円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出、既決予定額3億8,642万5,000円に対し、補正予定額は1,019万6,000円の減額で、予定額を3億7,622万9,000円といたします。

内訳といたしまして、第1項建設改良費を1,019万6,000円減額補正し、予定額を1億2,468万3,000円とするものでございます。

補填内容の変更ですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,079万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,127万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,299万3,000円、減債積立金6,653万2,000円で補填するものとするに改めるものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

次に、第4条、予算第5条企業債を次のとおり補正いたします。

上水道配水管布設替事業の限度額1,980万円を170万円増額の2,150万円とし、上水道施設設備取替事業の限度額1,810万円を80万円増額の1,890万円とし、簡易水道配水管布設替事業の限度額3,250万円を780万円減額し2,470万円とするもので、起債の目的、方法、利率、償還の方法については変更ございません。

次に、第5条、予算第9条簡易水道に係る企業債償還のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正いたします。

既決予定額1,993万7,000円を81万5,000円減額補正し、予定額を1,912万2,000円とするものでございます。

続きまして、3ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1項営業収益において103万3,000円増額補正するものでございますが、これは、第3目他会計負担金を、墓地等の無収給水に対する一般会計負担金の増額により103万3,000円増額補正するものです。

第2項第1目他会計補助金において、一般会計補助金は23万1,000円減額ですが、これは、簡易水道企業債償還利子補助金の39万4,000円の減額及び基本料金減免に係る補助金の40万3,000円の増額、児童手当に係る経費24万円の減額の差額によるものでございます。

第3目資本費繰入収益は、簡易水道建設改良企業債償還負担金の資本費繰入収益を42万1,000円減額するものでございます。

次に、支出ですが、第1項営業費用において268万2,000円を減額補正するものですが、これは、第1目原水及び浄水費、業務費、総係費において、実績に応じて減額補正するものでございます。

次に、第2項営業外費用では、116万9,000円の増額補正となるものですが、これは、第3目消費税及び地方消費税を116万9,000円増額補正するものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について説明いたします。

まず収入ですが、第2項第1目他会計負担金において、一般会計負担金315万3,000円の減額は、消火栓設置費用分の一般会計負担金の減額、県負担金75万3,000の減額は、三重県橋梁工事に伴う配水管仮設工事負担金の減額によるものでございます。

第3項企業債530万円の減額ですが、これは、上水道企業債の250万円の増額及び簡易水道企業債の780万円の減額の差額によるものでございます。

続いて支出であります。第1項建設改良費において1,019万6,000円の減額をするもので、これは入札の差額によるものです。

次に、5ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により、業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純利益が6,892万円となり、補正額が各項目に反映され、1から3までの合計となる資金増加額は3,444万1,000円となり、資金期首残高5億2,420万7,000円に加えた資金期末残高は5億5,864万8,000円となります。

次に、6ページの予定損益計算書をお願いいたします。

営業収益以下各項目には補正額が反映され、当年度純利益は補正前の6,610万円の純利益から280万円増額の6,892万円となります。

次に、7ページから予定貸借対照表でございます。

この補正予算におきまして、資産の部では、資産合計は50億2,452万7,0

00円となります。8ページの負債の部では、負債合計は23億1,285万6,000円となります。

9ページの資本の部では、資本金といたしまして22億4,188万3,000円、これに剰余金として、資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計4億6,978万8,000円を加えた資本合計は27億1,167万1,000円となります。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は50億2,452万7,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後に、10ページと11ページでは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上で、令和6年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の説明とします。

○仲委員長 議案第30号の補正予算第4号の説明は以上でございます。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしといたします。

続いて、議案第25号、令和7年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について、説明をお願いいたします。

○神保水道部長 それでは、議案第25号、令和7年度尾鷲市水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条、令和7年度尾鷲市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は次のとおりであります。

（1）給水戸数は8,713戸、（2）年間総給水量が302万7,546立米、（3）一日平均給水量は8,295立米であります。

続いて、第3条、収益的収入及び支出の予算額は次のとおりと定めています。

収入の部であります。第1款水道事業収益を5億7,717万5,000円と定め、第1項営業収益4億9,531万1,000円、第2項営業外収益8,186万円、第3項特別利益4,000円と定めるものでございます。

次に支出の部ですが、第1款水道事業費用を5億1,690万9,000円と定め、第1項営業費用4億7,109万9,000円、第2項営業外費用4,530万7,000円、第3項特別損失50万3,000円と定めるものでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

まず収入の部であります。第1款資本的収入を6,384万5,000円と定め、

第1項給水加入金64万9,000円、第2項負担金559万6,000円、第3項企業債5,760万円と定めるものとございます。

次に支出の部でございますが、第1款資本的支出を3億2,774万2,000円と定め、第1項建設改良費7,594万1,000円、第2項企業債償還金2億5,180万1,000円とそれぞれ定めるものとございます。

第4条の括弧書きにあります、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,389万7,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額684万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,692万5,000円、減債積立金8,013万1,000円で補填するものとございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。

上水道配水管布設替事業につきましては限度額を540万円とし、上水道施設設備取替事業につきましては限度額を990万円、簡易水道配水管布設替事業につきましては限度額を1,620万円、簡易水道施設設備取替事業につきましては限度額を2,610万円とし、それぞれ起債の方法は証書借入で利率は3%以内とし、償還の方法は、措置期間を含め30年以内の半年賦元利均等償還といたします。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借り換えすることができ、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができるものとございます。

次に、第6条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定めます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

令和7年度尾鷲市水道事業会計予算中不足を生じる場合は、款内各項の全額を流用できるものといたします。

次に、第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費7,986万6,000円、交際費1万円と定め、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとします。

続いて、第9条、簡易水道事業に係る企業債償還のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,057万6,000円でございます。

第10条の棚卸資産の購入限度額は、500万円と定めます。

続きまして、3ページを御覧ください。

尾鷲市水道事業会計予算実施計画書により予算の明細について説明させていただきます。

まず収入の部であります。第1款水道事業収益は5億7,717万5,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして1,366万8,000円の減額でございます。

第1項営業収益は4億9,531万1,000円ですが、内訳といたしましては、第1目の給水収益が4億9,233万7,000円で、5,143万5,000円減額となっております。減額の要因は、料金の減免分を差し引いたことによるものでございます。

次に、第2目受託工事収益は2,000円で、これは、消火栓受託工事収益1,000円と、その他受託工事収益1,000円を計上したものでございます。

第3目他会計負担金248万3,000円は、公園墓地消火栓用水等に係る無収有効水量の一般会計からの負担金収入でございます。

第4目その他営業収益48万9,000円は、手数料8万1,000円、材料売却収益40万5,000円、雑収益3,000円でございます。

続きまして、第2項営業外収益8,186万円でございますが、内訳としましては、第1目受取利息及び配当金として1万円、これは、大口定期預金の利息によるものでございます。

次に、第2目他会計補助金として4,895万円、これは、総務省の繰出基準による簡易水道企業償還利息分補助金及び児童手当に要する経費で一般会計からの補助金でございます。

第3目長期前受金戻入1,396万3,000円は、補助金等を財源に取得された固定資産の減価償却見合い分の収益額等でございます。

第4目資本費繰入収益1,812万4,000円は、先ほどと同様に、総務省の繰出基準による簡易水道に係る企業償還元金に対する一般会計補助金でございます。

第5目雑収益81万3,000円のうち主なものとしては、三重県警察本部に貸与しております樋ノ口用地と矢浜保育園職員駐車場として保育園に隣接する用地の貸付料でございます。

第3項特別利益については、第1目過年度損益修正益として4,000円を計上してございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

支出の部であります。第1款水道事業費用は5億1,690万9,000円で、前年度と比較しまして257万1,000円の減額でございます。

内訳といたしましては、第1項営業費用4億7,109万9,000円のうち、第1目原水及び浄水費は1億986万3,000円、前年度と比較しまして394万3,000円の増額で、主なものとしては、上水道・簡易水道水質検査業務委託において検査項目を追加したことなどによる委託料の増によるものでございます。

次に、第2目配水及び給水費は6,901万3,000円ですが、前年度予算と比較しまして444万6,000円の増額で、主なものとしたしましては、水道施設管理システム保守点検・情報更新業務委託において、国道42号線の台帳作成を行うことなどによる委託料の増によるものでございます。

次に、第3目受託工事費は2,000円で、これは、消火栓受託工事費1,000円とその他受託工事費1,000円を計上したものでございます。

続いて、第4目業務費は5,796万4,000円で、前年度と比較いたしまして20万円の増額であり、主なものとしては、郵便料金が増額改定したことによる通信運搬費の増によるものでございます。

第5目総係費4,297万2,000円は、前年度と比較しまして48万2,000円の減額となっております。主なものとしては人事異動による人件費の減額となっております。

第6目減価償却費は1億8,938万8,000円で、前年度当初予算と比較して345万4,000円の減額でございます。

第7目資産減耗費は150万7,000円で、前年度当初予算と比較して357万6,000円の減額でございます。

第8目その他営業費用は39万円で、材料売却原価38万7,000円、雑支出3,000円を計上してございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

第2項営業外費用4,530万7,000円でございますが、第1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息、一時借入金利息と合わせて2,551万4,000円で、前年度と比較しまして337万2,000円の減額となっております。

第2目雑支出は3,000円、第3目消費税及び地方消費税は消費税納付額1,979万円を計上してございます。

次に、第3項特別損失は、第1目過年度損益修正損として50万3,000円を

計上しております。

次に、9ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について説明いたします。

第1款資本的収入の予定額は6,384万5,000円でございますが、前年度の当初予算額よりも6,079万1,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、第1項第1目上水道給水加入金として、13ミリ9件、20ミリ1件分で59万4,000円、第2目簡易水道給水加入金として13ミリ1件分の5万5,000円を計上しております。

次に、第2項負担金は559万6,000円で、前年度比4,799万1,000円の減額であります。これは、三重県橋梁工事に伴う配水管架設工事及び国道42号線全線共同溝設置に伴う水道管更新計画作成の完了による、県負担金、国庫負担金の皆減によるものでございます。

第3項企業債5,760万円は、前年度比1,280万円の減額でございます。

次に、10ページをお願いします。

第1款資本的支出は3億2,774万2,000円で、前年度より5,850万2,000円の減額でございます。

第1項建設改良費は7,594万1,000円で、内訳といたしましては、第1目固定資産購入費は、機械装置費として、量水器購入分646万円、車両運搬具費として、車両の老朽化に伴う買換え分348万1,000円でございます。

第2目上水道施設整備費には、工事請負費で配水管布設工事費などと、委託料で尾鷲港新田線配水管布設工事に伴う設計業務委託などで1,900万円を計上しております。

第3目簡易水道施設整備費には、工事請負費において、配水管布設替工事など、4,700万円を計上してございます。

次に、第2項企業債償還金、第1目建設改良企業債償還金は2億5,180万1,000円で、上水道企業債償還元金2億1,840万4,000円でございますが、償還元金として、財務省財政融資資金13件、地方公共団体金融機構17件、市中銀行3件の内訳となっております。

簡易水道企業債償還元金3,339万7,000円ですが、償還元金として、財務省財政融資資金11件、地方公共団体金融機構25件の内訳となっております。

続きまして、11ページを御覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

まず、一番上の当年度純利益は5,298万円となり、1年間での現金の増減は下から3行目のマイナス4,208万5,000円となり、一番下の期末残高は5億1,656万3,000円となっております。

続きまして、12ページを御覧ください。

給与費明細書について説明いたします。

まず総括であります。職員数については前年度と変更はなく10名ですが、人事異動に伴う手当の減により、合計で47万4,000円の減額となっております。

2は給料及び職員手当の増減額の明細について表したものであり、詳細は御覧のとおりでございます。

(3)は、令和7年1月1日現在の給料及び職員手当等の状況について表したものであり、職員の給与体系は、6級1名、5級1名、4級4名、3級3名、1級1名であり、詳細は12ページから15ページに記載しておりますので御参照ください。

16ページには債務負担行為に関する調書を添付してございますので、御参照ください。

次に、17ページを御覧ください。

予定損益計算書について説明させていただきます。

先ほど説明いたしました予算実施計画を税抜き経理した結果、それぞれ御覧の金額となり、最終的には、下から4行目、当年度純利益は5,298万円となり、さらに、これに前年度繰越利益剰余金2億1,533万2,000円と減債積立金の取崩し相当額であるその他未処分利益剰余金変動額8,013万1,000円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は3億4,844万3,000円となります。

次に、18ページを御覧ください。

予定貸借対照表について説明させていただきます。

まず、資産の部では、資産合計は48億6,236万3,000円となります。

また、固定資産(1)有形固定資産の一番下に建設仮勘定3,575万3,000円を計上しました。これは、令和4年度から4か年事業の三木浦第2浄水場設備取替工事に係る設計業務委託料のうち、令和8年度以降の工事に関する費用及び国道42号線電線共同溝設置に伴う水道管更新計画作成業務委託料及び黒淵橋配水管設置工事設計業務委託料でございます。

19ページの負債の部ですが、負債合計は20億9,771万2,000円となり

ます。

20ページ、資本の部では、資本金といたしまして22億4,188万3,000円、剰余金として、資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計5億2,276万8,000円を加えた資本合計は27億6,465万1,000円となります。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は48億6,236万3,000円となり、資産合計と同額となっております。

次に、21ページと22ページでは、重要な会計方針に係る事項に関する注記、予定貸借対照表等に関する注記など、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

23ページから28ページには、決算見込みとして、令和6年度の予定損益計算書と予定貸借対照表及び注記を記載しております。

続きまして、行政常任委員会資料について御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

経営戦略の投資・財政計画の収益的収支について、令和6年度決算見込みと令和7年度当初予算を反映させたものでございます。

表の中ほどの当年度純利益の欄を御覧ください。

令和6年度は、料金改定を実施したことによりプラスに転換し、6,892万円の純利益、令和7年度は5,298万円の純利益となっております。

2ページを御覧ください。

資本的収支について。令和6年度決算見込みと令和7年度当初予算を反映させたものでございます。

令和7年度以降につきましても、収支見込みを精査した結果、上水道分企業債の借入れを継続に変更してございます。

3ページを御覧ください。

補填財源残高の当初計画との比較ですが、下から3行目の補填財源不足額が、令和6年度はマイナスの3億9,207万6,000円、令和7年度はマイナスの3億6,492万7,000円となって、令和7年度末の補填財源残高は当初計画より1,419万6,000円増加しております。計画最終年度の令和10年度の補填財源不足額はマイナスの4億6,399万8,000円となり、補填財源残高は当初見込みより4,081万3,000円増額となる見込みでございます。

また、4ページ以降には、例年添付させていただいております建設改良工事計画と企業債明細書を掲載しております。

以上で、令和7年度尾鷲市水道事業会計予算書の説明を終わります。

以上でございます。

○仲委員長 議案第25号、令和7年度尾鷲市水道事業会計予算の説明は以上でございます。

質疑はございますか。

○中村（レ）委員 ここに載っているか載っていないか分からないんですけども、消防の用地って水道ですよ。あそこって貸出しでしたっけ。どうなっていました。

○北村水道部次長兼係長 今のところは三重県警さんに貸し付けておるんですけども、今後につきましては、消防さんとも協議の結果、三重紀北消防組合さんに売却する予定となっております。

以上です。

○中村（レ）委員 まだ警察に今の時点では借りてもらえているんですか。

○北村水道部次長兼係長 一応予定としましては6月末までの段階で貸付けを計画しておりますけれども、仮庁舎の撤去の進捗に応じて若干期間が短くなる可能性もございます。

以上です。

○中村（レ）委員 すみません。当初予算で、営業外収益の、これ、どこに反映しているのかだけ教えていただけますか。

○北村水道部次長兼係長 予算書3ページの雑収益、一番下のところの81万2,000円の土地賃貸料他の中に入っております。

以上です。

○仲委員長 他に質疑はございますか。

○小川委員 ちょっと疑問があるのでお答えいただけますか。水道料金というのは消費税10%ですよ。水は炊事とかに使うのになぜ軽減税率が適用されないのか、ちょっと不思議でかなわなかったものですから。

○北村水道部次長兼係長 水道水につきましては、飲料だけでなくそれ以外の用途でも使われる関係から、消費税のほうは10%という形で算定されております。

以上です。

○仲委員長 他に質疑はございますか。

○南委員 財政計画なんですけれども、投資計画のほうの、1ページなんですけれども、6年度は6,892万の黒字で、新年度は5,298万ってなって、10年

度が四千百云々なんですけれども、このままの形っていったら今の水道料をアップした分がどこまで耐えられますか、この黒字で、大体予測として、見込みで。

○北村水道部次長兼係長　我々としましては、前回の料金改定において3から5年を目途に料金改定をするものとして算定しております。というのも、純利益上は当期純利益という形で上がってはいるんですけれども、費用の部分でやはり減価償却費がかなり圧迫するものとなっております。現金の動きのない費用というものと、長期前受金戻入という現金の動きのない収入、これの部分、収益の部分におけるところで現金が動かない関係で、やはり現金のストックがどんどんなくなってくると。そうなってくるとやはり経営上厳しくなってしまうので、今後の動きを見ながら、3年から5年を目途に料金改定審議会等も含めて計画させていただきたいと思っております。

以上です。

○南委員　財政投資のほう分かったんですけれども、いかんせん、水道管の老朽化の問題等あって、4条のほうの予算がこれからもどんどん増えてくるんじゃないかなと、そういった心配も絡みもあるんですけれども、できる限り水道料金はしのいでいただくよう、最大の努力をしていただきたいと思います。

○仲委員長　他に質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　質疑なしといたします。

以上で水道部の審査を終了いたします。御苦労さんでした。

暫時休憩します。

(休憩　午前10時33分)

(再開　午前10時42分)

○仲委員長　休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、教育委員会の審査に入ります。

その前に、教育長、一言。

○田中教育長　おはようございます。教育委員会でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第19号、尾鷲市立幼稚園条例の廃止についてのほか、教育委員会に係る議案、報告につきまして、それぞれ担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○仲委員長　それでは、まず初めに、議案第19号、尾鷲市立幼稚園条例の廃止について、説明をお願いいたします。

○柳田教育総務課長　教育総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第19号、尾鷲市立幼稚園条例の廃止につきまして説明させていただきます。

まず、議案書を通知させていただきます。通知いたします。

本議案は、令和5年3月に休園となり2年が経過した尾鷲市立尾鷲幼稚園の条例を廃止しようとするものでございます。

(「何ページ」と呼ぶ者あり)

○柳田教育総務課長　すみません。議案書の、ごめんなさい、96ページです。よろしいでしょうか。大変申し訳ございません。

本議案は、令和5年3月に休園となり2年が経過した尾鷲市立尾鷲幼稚園の条例を廃止しようとするものでございます。

この条例の廃止に伴いまして、関係する条例の一部の改正もございます。

次ページを御覧ください。97ページです。

改正されるものとしたしましては、尾鷲市職員定数条例、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の三つとなります。詳細に関しましては、条例の一部改正(案)新旧対照表の110ページ以降に掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

議案第19号の尾鷲市立幼稚園条例の廃止についての説明は以上でございます。

○仲委員長　議案第19号の幼稚園条例の廃止についての説明は以上でございますが、質疑はございますか。

○南委員　1点、直接じゃないんですけど、各小中学校での閉校、休校という問題で議論されて一回定義をつくって、ここから廃校、休校ってした経緯があると思うんですけども、僕もちょっと忘れておって大変初歩的な質問になるか分からん。現実、今現在、尾鷲の小中、小学校の廃校、休校になったところは、ほとんどもう廃校条例が通っておるって理解でよろしいんですか。この確認だけ。

○柳田教育総務課長　休校、廃校等に関しましては、例えば地域での活用が見られることから、廃校、このような形で条例の廃止を行って、いわゆる教育の行政財産から一般の普通財産に振り替えて事業を進めていただいておりますところもあれば、なかなか、次の利用が見込めなかったり、解体にやはり高額な費用がかかるなどの

こともあって、休校のまま、まだ廃止条例が行われていないような状況のところもあります。一例を申しますと、九鬼小学校などはまだ休校のまま、廃校の手続きは取っておりません。

○中村（レ）委員 附則の第2の、第1条中、教育委員会の所管する学校及び幼稚園を学校だけにしているんですけれども、教育委員会の所管には認定こども園も入るんじゃないんですか。入らないんですか。

○柳田教育総務課長 所管に関しましては福祉保健課のほうになるかと思いますが、いずれにいたしましても、教育委員会のほうもチーム尾鷲というような、福祉保健課と連携をした会議を持っておりまして、そういった部分では、いわゆる尾鷲の保育に係る教育というところも現実に関わっているというような状況であります。

○中村（レ）委員 それやったらここに学校だけって書くのがおかしい。認定こども園の中に保育園と幼稚園機能を持つときに、教育委員会の何かが、何か一文があったような気がするんですけど、私もそれ、覚えていないんですけれども、これ、学校だけに改めていいのかなというのがちょっと、ううんって思うんですけれども。

○柳田教育総務課長 説明足らずで大変申し訳ございません。今回のこの条例の改正に関しましては、あくまでも、いわゆる施設、設備に関してのことになってくるかと思えます。いわゆる幼稚園、いわゆる民生事業協会との連携という部分での教育というような、いわゆるソフト面に関しましては、この条例にかかわらず関わっているというような状況でございますので、あくまでも、施設、設備ということで御理解いただければと思います。

○濱中副委員長 その施設、設備のことで気になっておるんですけれども、条例には位置に関する住所を書かれておると思うんです、学校ごとに。この幼稚園がなくなりますよということで建物の幼稚園の部分というのはもう小学校と一つになったという理解でよろしいのかどうか。

○柳田教育総務課長 この条例に基づくことに関しましては、尾鷲幼稚園の跡地の今の部分というのは、いわゆる教育委員会所管の行政財産ということで取り扱われておりまして、いわゆる教育に係ることでないと利用はできないような財産となっております。そのため、現在では尾鷲小学校が、例えば各学年2クラスあるんですけど、なかなか2クラスを一遍に集めてするようなイベントであったり集会であったりという集まる場所があまりないもので、今の尾鷲幼稚園の場所を活用させていただいたり、中にはやはりクーラーが設置されているようなところもあるので、夏の暑い時期であるとかは、例えば家庭科であるとか書写であるとかを、こういっ

た場所を利用して授業をしているというような状況となっております。

○濱中副委員長　　そうしますと、条例の中の文中にこの建物に対する一文は特になくてよろしいんですか。

○柳田教育総務課長　　あくまでも条例は条例ということで、建物の利活用に関しましては、いわゆるどこが所管するか、いわゆる行政財産として持つのか、それとも普通財産として持つのか、どのような使い方をしていくのか、こういったスペースをどのような利活用をして市民の利便性を高めていくとかというのはまた別で、関係各課と調整を図ってまいりたいと考えております。

○仲委員長　　他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　質疑なしといたします。

次に、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について、説明をお願いいたします。

○柳田教育総務課長　　それでは、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についてのうち、まず教育総務課に係る予算につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正予算は全て、事業費確定に伴う減額でございます。

まず、歳入について説明いたします。

補正予算書18ページ、19ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金4万8,000円の減額は、1節教育費補助金、学校施設環境改善交付金の減額で、事業費の確定に伴う減額です。詳細は歳出予算で説明をさせていただきます。

次に歳出を説明させていただきます。

予算書46ページ、47ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費21万7,000円の減額は、ALTの旅費の減額でございます。

3目奨学資金貸付金222万円の減額は、奨学資金事業費の確定に伴う減額です。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費719万円の減額は、小学校学校管理費、需用費、光熱水費の600万円の減額が主な要因です。備品購入費や工事請負費などに関しましては、入札差金による減額でございます。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費187万3,000円の減額は、中学校学校管理費、需用費、光熱水費の100万円の減額が主なものです。学校給食

配送等業務委託料及び、次ページの工事請負費は、入札差金の減額でございます。

教育総務課に係ります補正予算は以上です。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 生涯学習課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についてのうち生涯学習課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

補正予算書の16、17ページを御覧ください。

12款分担金及び負担金、1項負担金、3目教育費負担金1,852万7,000円の減額は、市営野球場解体工事負担金の減によるもので、これは、市営野球場解体工事に係る東紀州環境施設組合からの負担金の減額でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

48、49ページを御覧ください。

9款教育費、5項保健体育費、2目運動場管理費2,627万9,000円の減額は、細目多目的スポーツフィールド整備事業、委託金775万2,000円の減額は、国市浜公園野球場建設工事監理等業務委託料、国市浜公園に係る避難路の地質調査及び設計・積算業務委託等の額の確定による減額と、工事請負費1,852万7,000円の減額は、市営野球場解体工事について、東紀州環境施設組合が、広域ごみ処理施設の建設に使用する外野の擁壁と駐車場を残したことによる減額でございます。

なお、広域ごみ処理施設の建設予定地である市営野球場の敷地につきましては、一部市が所有しておりますので、そちらについては東紀州環境施設組合に無償で貸与したいと考えております。

次に、繰越明許費及び債務負担行為補正でございます。

予算書8ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正のうち、9款教育費、4項社会教育費、事業名、社会教育施設整備事業2,069万円は、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計業務委託について、市民からの御要望等の精査、検討に時間を要するため、新年度に繰り越すものであります。

次に、9款教育費、5項保健体育費、事業名、多目的スポーツフィールド事業3億1,802万円は、設計を進める中で、仮設工事等に係る検討、調整に日数を要したことから、避難路設計・積算業務委託料1,692万円と、年度末の出来高の

確認に日数を要することから、国市浜公園野球場建設工事請負費 3 億 1 1 0 万円を新年度に繰り越すものであります。

次に、第 3 表債務負担行為補正のうち、運動場施設管理業務委託について、令和 7 年度の債務負担限度額を、入札による額の確定に伴い、1 2 9 万 8, 0 0 0 円から 1 1 2 万 9, 0 0 0 円に変更、また、尾鷲市営野球場代替グラウンド施設管理業務委託について、同じく入札による額の確定に伴い、8 0 万 3, 0 0 0 円から 7 4 万 8, 0 0 0 円に変更するものでございます。

以上が令和 6 年度尾鷲市一般会計補正（第 1 1 号）の予算説明でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○仲委員長 以上が、議案第 2 6 号の補正予算（第 1 1 号）の説明でございます。

質疑はございますか。質疑、よろしいですか。質疑、よろしいですね。教育総務課、生涯、ともになしということによろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 次に、議案第 2 1 号、令和 7 年度尾鷲市一般会計予算の議決について、説明をお願いいたします。

○柳田教育総務課長 それでは、令和 7 年度の当初予算に係ります教育委員会の教育総務課に係る予算について説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。

予算書の 2 0 ページ、2 1 ページを御覧ください。通知いたします。

一番最後の行を御覧ください。1 2 款分担金及び負担金、1 項負担金、次ページ、2 2 ページ、2 3 ページを御覧ください、3 目教育費負担金、1 節教育費負担金 2 7 万円は、日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金です。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料、ページをおめくりいただきまして、2 4 ページ、2 5 ページを御覧ください、7 目教育使用料、1 節教育総務使用料 1 3 万 3, 0 0 0 円は、教育総務課が所管する土地に敷設します電柱であったりアンテナの使用料でございます。

次のページ、2 6 ページ、2 7 ページを御覧ください。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、次のページ、2 8 ページ、2 9 ページを御覧ください、5 目教育費国庫補助金、1 節教育費補助金のうち本課に係るものは、理科教育等設備整備費補助金 5 4 万 8, 0 0 0 円は、理科関係備品の整備に係る経費への 2 分の 1 の補助です。

要保護児童生徒就学援助費補助金 1 万 1, 0 0 0 円は、準要保護世帯等への学用

品費等の扶助費への補助でございます。

特別支援教育就学奨励費補助金10万3,000円は、学用品費等の扶助への補助金でございます。

学校施設環境改善交付金301万円は、来年度予定をしております矢浜小学校のトイレ改修に対する交付金で、公立学校情報機器整備費補助金3,098万3,000円は、1人1台パソコンの整備に係る補助金です。詳細につきましては歳出で説明をさせていただきます。

部活動指導員配置促進事業補助金は55万1,000円で、教職員の働き方改革の一環で、部活動の指導員4人を配置することにより、教育職員の総勤務数の削減を図るための補助でございます。この補助は、国、県、市、それぞれ3分の1負担していくということでございます。

次に、30ページ、31ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、次ページ、32ページ、33ページを御覧ください、7目教育費県補助金、1節教育費補助金のうち、2行目の部活動指導員配置促進事業補助金に関しましては、先ほど国庫補助金のほうで説明させていただきました県の補助金の55万1,000円でございます。

15款県支出金、3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金44万2,000円は、学校安全総合支援事業の委託金で、各学校にアドバイザーを招いて防災教育を行う事業への委託金でございます。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、3行目、教員住宅貸付料430万8,000円は、15件分の教員住宅の家賃収入です。

ページを2枚おめくりください。36ページ、37ページです。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、2節奨学資金貸付金元利収入320万円は、奨学資金貸付金の返還金、現年度分が317万5,000円、過年度分は2万5,000円でございます。

次ページ、38ページ、39ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、最下段の9節教育費雑入のうち1行目の日本スポーツ振興センター共済給付金150万円は、小中学生のけが等に係る共済給付金でございます。

次ページ、40ページ、41ページを御覧ください。

2行目の日本スポーツ振興センター共済掛金補助金1万1,000円は、準要保

護児童等の生徒分のスポーツ振興センター共済掛金の補助金です。

4行目の防犯カメラ電気等使用料8,000円は、通学路に2か所、防犯カメラを設置しております、それに係る設置のための補助金が交付されておりますので、その使用料でございます。

以上が教育総務課に係る歳入につきましての説明でございます。

引き続き歳出について説明をさせていただきます。

予算書186ページ、187ページを御覧ください。通知させていただきます。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費の本年度予算額は242万6,000円で、対前年度比1万2,000円の減額です。財源は全て一般財源です。

細目教育委員会費242万6,000円の主なものは、教育委員会の委員報酬235万2,000円です。

次に、2目事務局費の本年度予算額3億1,933万3,000円で、対前年度比7,874万4,000円の増額となっております。財源内訳は、国県支出金6,060万7,000円の主なものは、公立学校情報機器整備費補助金の3,983万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が2,255万1,000円、みえ子ども・子育て応援総合補助金663万1,000円で、地方債といたしまして1,690万円、その他特定財源5,524万1,000円の主なものは、教員住宅の貸付料430万円や、ふるさと応援基金の繰入金4,914万4,000円などでございます。一般財源は1億8,658万5,000円です。

なお、細目教育人件費等につきましては、総務課が説明を行っておりますので割愛させていただきます。各細目での人件費に関しましても同様に割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次ページ、188ページ、189ページを御覧ください。

細目教育一般事務局費4,669万1,000円の内訳は、需用費398万8,000円は、事務局の消耗品費と光熱水費等でございます。

役務費243万6,000円は、庁舎別館及び矢浜教員住宅の浄化槽の保守点検手数料60万8,000円は、低濃度PCBの廃棄物収集・運搬・処分手数料136万4,000円が主なものです。

委託料2,030万4,000円は、スクールバス運行委託料1,576万3,000円と、学校給食配送手数料の433万9,000円が主なものです。

使用料及び賃借料170万円は、学校給食の配食に係る車両の借上料123万1,000円が主なものです。

工事請負費 1,696万2,000円は、須賀利小学校及び賀田小学校の旧職員住宅の解体工事費でございます。

次ページ、190ページ、191ページを御覧ください。

負担金、補助及び交付金 130万1,000円は、紀北教育研究所運営費分担金 90万円が主なものです。

次に、細目学校教育事務局費は、1億2,070万1,000円です。

報酬 81万2,000円は、学校運営協議会、報酬 31万円と、健康管理医の報酬 24万円が主なものでございます。

報償費 205万8,000円は、各学校に配置する学校評議員と、県から委託事業である学校安全総合支援事業のアドバイザーへの報酬や、来年度に新たに導入を予定しております地域おこし協力隊への報酬 139万8,000円でございます。この地域おこし協力隊のことにしましては、後ほど資料をもちまして説明をさせていただきます。講師謝礼にしましては、人権教育研修会での講師謝金です。

需用費 1,175万6,000円は、消耗品費の主なものとして、1人1台パソコンの端末の授業支援のソフトウェア及びウイルス対策のソフトウェアの購入費用の 633万円と、令和7年度に中学校の教科書の改訂が行われたことによる中学校指導書の購入 525万9,000円が主なものです。

委託料 318万円は、学校ICTシステムの運用保守委託料 165万円と、学校教育活動支援事業委託料及び特別教室への無線LAN等の引込みに関する整備委託料でございます。

使用料及び賃借料 1,537万3,000円の主なものは、学校ICT環境機器借上料 1,405万3,000円で、教職員が利用する校務用パソコン及び学習支援ソフトの借上料でございます。

備品購入費 4,647万5,000円は、GIGAスクール構想に伴う、児童・生徒の1人1台パソコンの購入費用でございます。これらICT関連にしましては、後ほど資料を用いて説明をさせていただきます。

次ページ、192ページ、193ページを御覧ください。

負担金、補助及び交付金 4,068万1,000円の主なものは、補助金、児童・生徒学校給食費給付金 3,685万6,000円で、交付予定者数は792名分でございます。なお、本事業にしましては、みえ子ども・子育て応援総合補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する予定でございます。

また、地域おこし協力隊の活動費補助金といたしまして、6か月分の100万円

を計上しております。

それでは、G I G Aスクール構想などに関しましては芝山主任から説明させていただきますまして、引き続きまして、地域おこし協力隊に関しましては西川係長から説明いたさせます。

○芝山教育総務課主任 それでは、学校 I C T教育環境整備事業について説明いたします。

資料 1 ページを御覧ください。通知いたします。

まず事業趣旨についてですが、G I G Aスクール構想に対応した環境の整備のため、令和 7 年度において、教職員用のパソコン等機器の更新と、小中学校児童・生徒全員分の 1 人 1 台端末の更新を行います。

令和 2 年度に導入した端末などの活用については、資料中 2 のとおり、導入から 4 年が経過し、ふだんの授業における活用に加え、アンケートのデジタル集計、録画機能を使った体育での活用など、I C Tによる多様な機能を利用して学習効率を高めるツールとして日常的な端末利用が推進されております。

次ページを御覧ください。

続いて、尾鷲市が今後目指すG I G Aスクールの形についてです。

令和 2 年度からの 5 年間を受け、児童・生徒、教職員がより使いやすい機器への更新を行い、I C Tのさらなる利活用を推進いたします。また、同時に教職員の働き方改革を推進する環境整備を行い、学習の質のさらなる向上を図ってまいります。

この環境整備によって、G I G Aスクール構想における全ての子供たちの個別最適な学びと協働的な学びを実現し、ひいては尾鷲市教育ビジョンに掲げる「未来を拓き、次代のおおせを担う人財の育成」を目指してまいりたいと考えております。

次ページを御覧ください。

事業内容について説明いたします。

まずは、教職員用 P C 等校務用機器更新事業についてです。こちらは、校務 D X を推進し、教職員の負担軽減と教育の質の向上のため、令和 7 年度をもってリース期限を迎える教職員用のノートパソコン 1 3 0 台のほか、ネットワーク機器等の更新を行うものです。

具体的な更新の内容といたしまして、教職員の 1 3 0 台の校務用のパソコンを学習用パソコンと 1 台兼用する形で更新し、併せて、職員室へ W i - F i 環境の整備を行うことで、教職員の作業効率の向上を図ります。

また、児童・生徒の個人情報扱うという業務の性質上、セキュリティーの対策

も併せて行うほか、ユーザー認証のクラウド化により、保守が必要な機器を減らしながら、より円滑な情報共有、資料共有が可能となる環境を整備いたします。

当初予算金額としては、現行リースの契約分624万8,000円と新規契約見込み分780万5,000円の合計1,405万3,000円を計上しております。

また、5年間のリースでの更新を行うことから、令和8年度以降に発生する費用について債務負担行為を設定しており、5年間の総額としては6,689万6,000円を見込んでおります。

次ページを御覧ください。

続きまして、児童・生徒用1人1台端末の更新事業について説明いたします。

こちらは、導入から5年を迎える児童・生徒の1人1台タブレットを更新する事業となります。

整備台数につきましては、全児童・生徒数に加え、現状の故障率等を勘案した予備機として全体の8%分を併せて整備したく、計845台分を計上しております。

また、今回導入するタブレットのOSとしてクロームOSを選定しております。選定の理由といたしまして、東紀州5市町が同じOSを選定することで、市町をまたいだ転校の際にも学びを止めることなくすぐに活用ができる点と、教職員の人事異動の際にも円滑に利活用をすぐに開始できる点、さらに、尾鷲高校を含む県立高校の多くも採用しておることからクロームOSを選定いたしました。

予算金額といたしましては、端末価格補助上限の1台当たり5万5,000円とし、845台分、計4,647万5,000円を計上しております。財源といたしまして、公立学校情報機器整備費補助金の充当を予定しており、全体の3分の2に当たる3,098万3,000円を歳入予算として計上しております。

また、次ページに文科省による1人1台端末の最低スペックの基準を添付しておりますので、参考までに御覧ください。

以上で、学校ICT環境整備事業についての説明は終わります。

○西川教育総務課主幹兼係長 地域おこし協力隊の導入について報告します。

資料の6ページを御覧ください。通知いたします。

資料2、地域おこし協力隊について報告いたします。

地域おこし協力隊の制度は、平成21年度から実施されておりました、本市においても様々な分野で地域課題の解決に向けて活躍されております。

この制度を利用し、令和7年度から協力隊を導入し、英語教育の推進と教育移住の推進を実施してまいりたいと考えております。

英語教育は、皆様御承知のとおり、賀田小学校、輪内中学校で先進的に連携して実施しており、台湾の学校との英語教育の連携をはじめ、中学生と小学生と一緒に学ぶ授業も実施しております。

一方で、児童・生徒数に関しては、市内全校で減少をしておりますが、自然豊かな環境を求める教育移住希望者が全国的に増えております。

資料の7ページを御覧ください。

これらのことから、メインミッションを「未来へ羽ばたく力を、この町で」とし、1名の地域おこし協力隊を募集してまいります。

資料には英語教育及び教育移住に関しまして記載をしておりますが、予算をお認めいただき、新年度が始まり次第、まずは政策調整課と連携し、このミッションと自分がやりたいことが一致し、積極的に事業を進めていくことができる人材を募集し、人材が確定してから、学校、地域などとも協議、連携し、3年間のスケジュールをつくり上げていきたいと考えております。

なお、予算といたしましては、配置を10月を予定しておりまして、報償費139万8,000円、活動費100万円といたします。

なお、本事業は、特別交付税により財政措置されます。

地域おこし協力隊の導入については以上でございます。

○柳田教育総務課長　それでは、続きまして予算の説明をさせていただきます。

予算書192ページ、193ページにお戻りください。通知させていただきます。

細目ALT事業166万1,000円につきましては、旅費62万2,000円はALTの帰国旅費が主なものです。負担金、補助及び交付金94万1,000円は、自治体国際化協会負担金でございます。

3目奨学資金貸付金、本年度予算額579万7,000円で、対前年度比96万2,000円の増額です。財源内訳は、その他特定財源317万5,000円は奨学金の返還金で、一般財源が262万2,000円でございます。

内容につきましては柳瀬係長より説明いたさせます。

○柳瀬教育総務課主幹兼係長　主要施策の予算概要81ページを御覧ください。

通知いたします。

奨学金貸付事業について御説明いたします。

まず、事業の目的は、高校、大学等へ進学する生徒、学生で、学資の十分でない者に対し奨学金を貸与し、卒業後、社会に貢献させることを目的としております。

事業の内容につきましては、勉学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により、

高校、大学等への進学が困難な方に奨学金を貸与するものです。

事業内容、経費内訳は記載のとおりで、令和7年度は、新規貸付11名分318万円と、継続貸付9名分258万円、計20名分576万円の貸付金予算額となっており、前年度予算と比較して、継続貸付者分が3名分、96万円の増額となっております。

事業費（予算額）は579万7,000円で、財源内訳は、奨学資金貸付金返還金が317万5,000円、一般財源が262万2,000円です。

奨学金貸付事業に係る予算概要の説明は以上でございます。

○柳田教育総務課長 それでは、説明に戻ります。

予算書194ページ、195ページを御覧ください。ここからは小学校費となります。通知いたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、本年度予算額1億7,284万6,000円で、対前年度比960万9,000円の減額でございます。

財源の内訳は、国県支出金345万1,000円は、学校施設環境改善交付金301万円、理科教育等設備整備費補助金24万3,000円のほか、地方債が750万円、その他特定財源800万円はふるさと応援基金繰入金を充当し、一般財源が1億5,389万5,000円でございます。

細目小学校学校管理費は、5,982万4,000円です。

需用費4,349万円は、小学校5校の消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費でございます。

役務費924万9,000円は、浄化槽保守点検等手数料504万3,000円、火災報知機点検手数料61万3,000円、樹木剪定・除草手数料145万5,000円が主なもので、樹木の剪定に関しましては、宮之上小学校のイチョウの剪定を実施予定でございます。

使用料及び賃借料228万7,000円は、小学校5校に係る複合機使用料168万8,000円及びインターネット使用料の49万5,000円が主なものです。

次ページ、196ページ、197ページを御覧ください。

備品購入費327万3,000円の主なものは、各小学校の図書購入111万円や、スピーカー・マイクセットや視力検査器などでございます。

次に、細目小学校学校給食事業は、685万4,000円で、小学校5校に係る給食に関する費用でございます。

需用費、消耗品費313万1,000円は、調理用の白衣等や食器、食器洗剤等

の消耗品の費用です。

役務費 370万6,000円は、栄養教諭、給食調理員の検便手数料74万円、厨房機器保守点検手数料73万2,000円や、矢浜小学校及び向井小学校の厨房に残る、来年度から給食センターから集中的に配送しますので、そこに残る厨房の不要備品等の撤去に関しまして56万円を計上しているところでございます。

細目小学校保健衛生管理経費は607万3,000円です。

報酬402万3,000円は、学校医、歯科医、学校医報酬及び薬剤師の報酬でございませう。

委託料141万4,000円は、学校の各種検診委託料や検査の委託料です。

次ページ、198ページ、199ページを御覧ください。

細目小学校施設整備事業は1,652万8,000円です。

需用費、修繕料500万円は、各学校の一般的な修繕料350万円と、小学校の便器の洋式化の修繕費用でございませう150万円を計上してございませう。来年度、小学校の予定では、矢浜小学校の2基、向井小学校1基を予定してございませう。

工事請負費1,106万6,000円は、矢浜小学校の1階のトイレの形状が、男子と女子が共用となっているようなことから、来年度に大規模な改修を行うとしてございませう。なお、本事業に関しましては、歳入で説明させていただきました学校施設環境改善交付金を充当する予定でございませう。

次に、2目教育振興費、本年度予算額720万5,000円で、対前年度比206万8,000円の減額です。財源内訳は、国県支出金が100万8,000円で、みえ子ども・子育て応援総合補助金93万9,000円と、特別支援教育就学奨励費補助金5万8,000円などで、その他特定財源の440万円はふるさと応援基金の繰入金、一般財源は179万7,000円でございませう。

細目小学校教育振興経費は390万4,000円です。内容は全額扶助費で、学用品費等は111名分の学用品費349万3,000円と、医療費は10名分の6万円、特別支援教育就学奨励費35万1,000円は17名分の学用品費等でございませう。

次に、細目ふるさと教育支援事業285万5,000円と、細目子どもの学びと育ち育成支援事業44万6,000円に関しましては、主要施策の予算概要と添付資料によりまして、西川係長より説明させていただきます。

○西川教育総務課主幹兼係長 主要施策の予算概要につきまして、82ページを御覧ください。通知いたします。

ふるさと教育支援事業について御説明いたします。

まず、事業の目的は、子供たちがふるさと尾鷲に愛着を持ち続けるため、地域の人々の考え方や生き方から学んだり、自然や景観、歴史、伝統文化の体験など、郷土愛を育むふるさと教育を充実させ、また、川育、海育、山育のプログラムを全小学校共通学年で体験する自然体験推進業務を実施し、全ての小学校で共通の尾鷲育として構築していくことを目的としております。

事業の内容につきましては、尾鷲の自然や景観、歴史、伝統文化などに触れる体験学習、地域教材を活用したふるさと教育を充実させることや、ほかの課と連携をして、地元産の食材を活用した給食を提供するなど、食育の推進、自然体験プログラムを実施した尾鷲育の構築など、記載のとおりでございます。

経費内訳は、小学校分が、講師謝礼の報償費10万円、消耗品費24万円、委託料として、地元の魚を使った食育推進事業委託料78万4,000円、自然体験推進業務委託料140万8,000円の計219万2,000円、バス等借上料32万3,000円で、合計285万5,000円でございます。

中学校分が、講師謝礼の報償費23万8,000円、講師派遣旅費3万1,000円、消耗品費、賄材料費が7万9,000円、通信運搬費と保険料が9万円、地元の魚を使った食育推進事業委託料が45万3,000円で、合計89万1,000円となっております。

地元の魚を使った食育推進事業については、地元産のブリ、養殖マダイ等を給食食材に使用し、小学校、中学校ともに年間6回の実施を予定しております。

事業費（予算額）は、小学校、中学校合わせて374万6,000円で、前年度予算と比較して142万7,000円の増額となっております。

財源内訳は、みえ子ども・子育て応援総合補助金が93万9,000円、ふるさと応援基金繰入金180万円、一般財源が100万7,000円でございます。

続きまして、83ページを御覧ください。

次に、子どもの学びと育ち育成支援事業について御説明いたします。

まず、事業の目的としましては、教育ビジョンの基本理念であります「未来を拓き、次代のおおせを担う人財の育成」のために、子供が自ら学べる環境づくりと学校教育の充実を進めることを目的としております。

事業の内容につきましては、児童・生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、小学校4～6年生及び中学校全学年の学級満足度調査を活用し、自立する力、共に生きる力を育成するとともに、不登校やいじめの未然予防、早期

発見等に係る取組を推進することと、小学校6年生で漢字検定5級、中学校2年生で英語検定4級を受検し合格することを目標として取り組むことで、学習意欲の向上と学力の向上を図るものでございます。また、中学校文化祭での文化芸術鑑賞でなじみの薄い芸術等に触れることで、生徒の文化や芸術に対する意識の向上と鑑賞マナーの習得を目指します。

経費内訳は、小学校分が、報償費1万円、消耗品費24万5,000円、保険料、漢字検定受検手数料で19万1,000円、合計44万6,000円となっております。

中学校分が、報償費2万円、消耗品費39万3,000円、英語検定受検手数料29万6,000円、使用料及び賃借料13万円、合計83万9,000円となっております。

事業費（予算額）は、小学校、中学校合わせて128万5,000円で、前年度予算と比較して10万9,000円の増額となっており、財源内訳は、ふるさと応援基金繰入金120万円、一般財源8万5,000円でございます。

主要施策の予算概要についての説明は以上でございます。

続きまして、自然体験推進事業につきまして報告いたします。

資料の8ページを御覧ください。通知します。

資料3、自然体験推進事業について報告いたします。

地域おこし協力隊の制度はこれまでも、本市の小中学校では、ふるさと教育やキャリア教育などにより、児童・生徒が、豊かな自然、歴史、伝統文化、地場産業などに触れる機会を増やしてまいりました。

これらの事業をブラッシュアップさせつつも、一部学校で実施をしておりました海育、山育、川育、尾鷲育を、全ての小学校で令和7年度より実施していこうとするものです。

資料の9ページを御覧ください。

実施に関しましては、対象を3～4年生としていますが、学校の規模に合わせて柔軟に対応していくこととしております。具体的な内容に関しましては、各校の担当教員と協議し決定していくこととしております。

予算といたしましては、歳入としてみえ子ども・子育て応援総合補助金93万8,000円を予定し、歳出として、尾鷲小学校、宮之上小学校、賀田小学校の3校分、140万8,000円を計上しております。

なお、矢浜小学校と向井小学校につきましては、水産農林課で、尾鷲みどりの基

金等、予算化しております。

以上でございます。

○柳田教育総務課長　それでは、予算書198ページ、199ページにお戻りください。ここからは中学校費となります。通知いたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額8,899万7,000円で、対前年度比79万5,000円の増額です。財源内訳は、国県支出金140万7,000円は理科教育等設備整備費補助金で、地方債としては100万円、そのほか、特定財源200万円はふるさと応援基金の繰入金、一般財源は8,459万円でございます。

次のページ、200ページ、201ページを御覧ください。

細目中学校学校管理費は、4,446万3,000円です。

需用費2,055万7,000円は、中学校2校分の消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費でございます。

役務費292万5,000円は、浄化槽保守点検等手数料184万1,000円が主なものです。

委託料155万1,000円は、電気保安業務委託料53万4,000円及びエレベーター保守点検業務委託料の101万7,000円でございます。

使用料及び賃借料89万8,000円は、複合機使用料59万1,000円、インターネット使用料19万8,000円が主なものです。

備品購入費1,664万5,000円の主なものは、尾鷲中学校屋内運動場及び武道場のスポットエアコン1,463万円の予算の計上でございます。詳細につきましては後ほど資料をもちまして説明させていただきます。

負担金、補助及び交付金188万2,000円は、選手派遣費補助金128万円が主なものでございます。

それでは、スポットエアコンに関しまして、柳瀬係長より説明します。

○柳瀬教育総務課主幹兼係長　尾鷲中学校屋内運動場等スポットエアコンの概要について御説明いたします。

資料10ページを御覧ください。通知いたします。

夏季期間の屋内運動場での活動に関する熱中症予防の観点から、令和7年度は尾鷲中学校屋内運動場及び武道場にスポットエアコンの導入を予定しております。

スポットエアコンにつきましては、令和5年度に宮之上小学校屋内運動場に2台、令和6年度に尾鷲小学校屋内運動場に4台導入済みで、夏季の猛暑の際に熱中症予

防対策として学校行事等で活用しており、暖房機能も備えたものになります。

尾鷲中学校につきましては、避難所等で使用場所となった際の活用も視野に入れての導入となります。

数量等につきましては、体育館に5台、武道場に2台を導入予定で、予算額は1,463万円、財源につきましては特別交付税による財源措置を予定しております。また、別途電源設備等の改修工事費として977万9,000円の工事請負費を計上しております。

説明は以上でございます。

○柳田教育総務課長　それでは、予算書200ページ、201ページにお戻りください。通知いたします。

次に、細目中学校学校給食事業は56万1,000円で、各中学校の給食に係る経費でございます。

202ページ、203ページを御覧ください。

需用費の消耗品費25万円は、調理用白衣等や食器、食器洗い洗剤などの購入費用で、役務費30万円は、栄養教諭、給食調理員の検便手数料8万6,000円、また、賀田地区への食材の配送手数料19万8,000円が主なものでございます。

次に、細目中学校保健衛生管理経費は303万2,000円です。

報酬187万1,000円は、学校医、歯科医、薬剤師の報酬でございます。

委託料88万円は、各種検診委託料や検査委託料です。

次に、細目中学校施設整備事業は1,299万7,000円でございます。

需用費、修繕料301万円は、各中学校の一般修繕費150万円と、尾鷲中学校のトイレの洋式化の修繕100万円、同じく尾鷲中学校のプールの吸水管修繕に51万円でございます。

工事請負費は、先ほど説明させていただきました尾鷲中学校の屋内運動場等のスポットエアコンに係る電源工事の費用でございます。

次に、2目教育振興費、本年度予算額879万4,000円で、対前年度比50万円の増額です。財源内訳は、国県支出金が特別支援教育就学奨励費補助金4万5,000円で、その他の特定財源677万5,000円はふるさと応援基金繰入金、一般財源は197万4,000円となっております。

細目中学校教育振興経費は706万4,000円です。

需用費の消耗品費67万5,000円は、クラブ活動に係るものでございます。

扶助費は、84名の学用品費等の393万8,000円と、令和7年度の新入学

生の30名の学用品費214万4,000円、医療費は10名分の6万円です。

次ページ、204ページ、205ページを御覧ください。

特別支援教育就学奨励費24万8,000円は、11名分の学用品費でございます。

次に、細目ふるさと教育支援事業89万1,000円と、細目子どもの学びと育ち育成支援事業83万9,000円につきましては、小学校費の予算の説明の際に主要施策の概要を基に説明させていただきましたので割愛させていただきます。

続きまして、債務負担行為を説明させていただいてよろしいでしょうか。債務負担行為につきまして説明をさせていただきます。

予算書236ページを御覧ください。通知させていただきます。

本課に係るものは、上より9段目、同じ文字がありますが、学校ICT環境機器借上料でございます。下段のほうです。上限額を5,909万1,000円とし、期間を、令和8年度から令和12年度までを期間といたします。本債務負担行為につきましては、令和7年度の先ほどの当初予算のICT関係で説明させていただきましたとおり、校務用、先生が使うパソコンのリースに係る債務負担行為でございます。

以上が、本課に関します令和7年度の尾鷲市一般会計予算の説明でございます。

よろしく御審議賜り御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○仲委員長 教育総務課の議案第21号の令和7年度尾鷲市一般会計予算の説明は以上でございます。

教育総務課に係る質疑について始めます。質疑はありませんか。

○岩澤委員 行政委員会資料の4ページ、今言っていたいたリース料のことについてなんですけれども、導入するクロームブックというのなんですけれども、故障率や今後の児童・生徒数の減を見込んで8%の予備を整備で63台が予備機となっているんですけれども、今までこの故障率というのはどのくらいだったのか分かりますか。

○柳田教育総務課長 お答えさせていただきます。

現在使っているタブレット型のウィンドウズタブレットなんですけれども、それに関しましても、現実5年間で壊れた数というのが大体8%でございました。

○岩澤委員 ウィンドウズからクロームOSに変えるということなんですけれども、このクロームOSの、OSのサービス終了時期というのは決まっていると思うんですけど、教えていただいてよろしいですか。

○柳田教育総務課長　　クロームOSのサービスの終了が迫っておるということも確認はしておりますが、今回のこのクロームブック、いわゆる1人1台パソコンの導入に関しましては、おおよそ、システム、ハードを含めて、5年程度が限界であろうというところから、今回の入札に当たりましては、必ず5年間はそのシステムの保守を行うことということをして入札を行うこととなっております。

○岩澤委員　　ありがとうございます。

もう一つ、尾鷲育に関して質問いたします。

前年度は、矢浜小学校と宮之上小学校、やっていたと思うんですが、次年度、令和7年度から、尾鷲小学校、向井小学校、賀田小学校も入るということなんですけれども、実際、山育のほうを見学させてもらったんですけれども、ボランティアの方、先生の方だったり委託先の方が、大人の方が人数多く見ていたんですが、尾鷲小学校が入るということで人数がすごい多くなると思うんですね。その辺の安全面に対する対策はありますでしょうか。

○柳田教育総務課長　　安全面に関しましては、まず、尾鷲小学校は2クラスございますので、一クラス一クラス分けて対応をしていただくということになるかと思えます。

また、こういったガイドのやり方、方法をまとめた規定がございます、何人に対して1人はインストラクターが要するという規定があるそうなんですけれども、もちろんそれにのっとった形で、十分安全対策を施した形で事故のないように尾鷲育を受けていただくということになると思います。

○仲委員長　　他に質疑はございますか。

○中村（レ）委員　　今のタブレットについてちょっとお伺いしたいんですけれども、これ、782台分って、小学校1年生に入ったときにタブレットをあげて6年間使ってもらって、中学校に入ったらさらにして、またその後6年使ってもらいたいな、これって一括で全部替えるということですよ。

○柳田教育総務課長　　一括で、全校分、全生徒分を更新することとなります。年度が替わっても、年度替わりの、いわゆる子供のクラス替えであるとか、そういったもののシステム変更をしつつも、新たな1年生、新1年生は、前使っていて卒業された方の分を御利用していただくような形で、ローリングして5年間使っていくということになります。新しいものを新1年生に与えていくというものではございません。

○中村（レ）委員　　これは、あげるんじゃなくて、返してもらってまた1年生に

使わすということですか。分かりました。

それと、協力隊が入るということを言われたんですけど、これは英語教育に日本人を入れられるということですか。

○柳田教育総務課長　今のところは、日本の方なのか外国の方なのかというのは正直まだ決めておりません。ALTなどは、地域性もあるかとは思いますが、学校とも、先生とかとも、子供とも話している中で、こんな言い方はちょっと語弊があるかも分かりませんが、いわゆる外人さんを見る機会が少ない地域ですので、やはりALTの方なんかは、今来ておられる方はイギリス、アメリカの方で、ネイティブにしゃべっていただくというような、そういった教育も必要であろうと思いますし、もちろん日本の、いわゆる英語教育に合致した勉強をさせていただくためには、もしかすると、内容的には日本人の方がええかも分かりません。そういったところを、地域おこし協力隊の、特に注意しなければいけない人選、どんな方をどういう形で配置するかというところは、これから募集をかけていく中で、国籍含めて協議してまいりたいと考えております。

○中村（レ）委員　何か反対やと思うんですよ。教育方針としてかっちり決まっていて合致した人を募集するんやったらいいけど、今からそれを決めるって言われて、今の日本の英語教育やったら別に学校の先生でええと思うんですよ。そうじゃない人を入れていくわけですよ、ALTをわざわざ入れてもらって、なおかつ。ALTが来てくれへんから地域おこし協力隊を募集するということですか。

○柳田教育総務課長　ALTに関しましては、毎年2名必ず尾鷲市のほうには配属されておりますので、現在も配属しておりますし、来年度、令和7年度に関しましても、2名、配属はもう確定しております。

委員のおっしゃられるとおり、教育委員会としても、目的、目標の中で、ネイティブに英語をしゃべれる方というところには主眼はあまり正直置いていないところもありますので、いわゆる外人、外国籍の方を求めるところの、まだ協議までは正直できてないということです。どちらかといえば、ネイティブにしゃべれて、なおかつ英語教育がしっかりしゃべれる方であれば、国籍問わず、最良の方を雇用していければなというふうに考えております。

○中村（レ）委員　ローカルコープのところにも李さんが入っていただいている英語ペラペラやと思うんですけれども、台湾国籍の方やと思うんですけれども、あの方も教育のところの支援みたいなことをされていると思うんですけれども、それプラス、まだ英語に特化して、これは、尾鷲中学校と輪内中学校、両方掛け持ちし

てやっていくということですか。

○柳田教育総務課長　　今、水産農林課のほうの、いわゆるローカルコープの中で教育という分野で進められておる地域おこし協力隊の方が何名かおみえになって、また新たに導入されるということを知っておりますが、そちらのほうに関しましては、いわゆるネットワークスクール、フリースクールというような、立ち上げに向けた支援をされているというところで、李さんに関しましては当然英語も流暢にしゃべられるという方なんですけれども、たまたま英語が非常に堪能であって、今年度も、台湾との子供たちとの交流があった中では李さんにも見ていただいて、英語の通訳をしていただいたりお手伝いをさせていただいたりということで連携をさせていただいております。

今回導入しようと考えておる地域おこし協力隊に関しましては、いわゆる学校教育上の中での英語教育の推進と教育移住の推進というところがございますので、全く、今、入っていただける地域おこし協力隊の方とは連携しないかといいますと、かなり深い部分でつながって連携を取っていく必要があるかとは思いますが、今のところ、私ども教育委員会に関しましては、いわゆる学校教育上の英語の推進と教育移住の推進というところに主に携わっていただきたいと考えております。

○中村（レ）委員　　ということは、今の英語教諭の助手を雇いたいということですね。

○柳田教育総務課長　　助手というよりは、英語教育というものを尾鷲市は進めているという中で、どの地域よりも進んでいくというところをやはり求めていかななくてはならないと考えております。地域おこし協力隊自体は3年間ということですので、大変時間が短うございます。ですので、この地域おこし協力隊の一つの課題としては、この事業、協力隊が配置しておる間は多分、恐らく相当前に進むと思っておりますので、そういったことを今後継続的に、尾鷲の英語教育の中で一つのカリキュラムとしてつくれるようなものをつくり上げていくというのが一つの、この英語教育の地域おこし協力隊導入の目的になるかなと思っております。

○中村（レ）委員　　学校教育の英語を推進していくということは、今の、要するに決められたカリキュラムをどれだけ子供たちが分かりやすくするかという仕事をされるということですね。

○柳田教育総務課長　　それも含めてやるということです。

○仲委員長　　他に質疑。

○小川委員　　予算概要の81ページ、奨学金貸付けがあれで318万円で年額3

6万円、これ、36万、一括で借入れができるんですか。

○柳田教育総務課長 一括でございます。

○小川委員 年額、これ、みんな一括ですか。

○柳田教育総務課長 一括でございます。

○小川委員 入学するときに結構困るのは入学金やと思うんです。あとのところは学生支援機構とかで借りれると思うんですけど、これ、36万、この新規貸付けのところだけもう少し、50万ぐらいに上げるということは難しいんですか。

○柳田教育総務課長 今まで、アンケートであるとか、そういった様々な聞き取り調査の中で、いわゆる尾鷲市が交付しております奨学金の貸付けに関しましては、学生支援機構とかがやっている奨学金とは違って、どちらかというところ、食べること、着るものというような衣食住に使われることが多いというふうには聞いております。

ただ、一方で、今、委員がおっしゃられるとおり、今回、またその他の項でも御説明さしあげますが、奨学金の制度の改革をする中でアンケートを改めて取らせていただきました。その中では、今回、委員が御指摘されている36万円という金額が妥当であるという方もおみえになれば、やはりちょっと少ないと言われる方もおみえになりますので、今後、社会情勢等も含めた中で、今後、高校も授業料無償化にもなりますし、そういったところも全て含めて総合的に判断して、この金額を上げていくべきなのかどうかというのは今後協議をさせていただきたいなと思っております。

○小川委員 ちょっと関連しまして、予算書の199と203ページ、就学援助のところの扶助費、ありますよね。これだけの児童・生徒が受けているんですから、もし大学に入学したときに入学金で困るんじゃないかと思うんですけれども、だから、こっちのほう、少しでも上げたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、その点はいかがなんでしょうか。

○柳田教育総務課長 市の奨学金に関しましては、先ほど言った、いわゆる衣食住ではなくて、当然、委員がおっしゃられるとおり入学金に充てられても何に充てられてもいいようになっておりますので、入学金も上がってきております、そういった部分も含めて、今後、大学であればアッパー36万円の上限をどこまで上げていくのか、上げていけるのか含めて協議させていただきたいと思っております。

○小川委員 それで、199ページの扶助費のところなんですけど、小学校では390万程度ですか、中学校が倍ぐらいの630万、この差というのは、小学生のほうが人数的には先ほど話では多いようなんですけど、この金額の差というのはど

うということなんですか。

○柳田教育総務課長　　まず人数のほうが、もちろん中学校のほうが、対象児童数が少ないと、生徒数が少ないということで金額の差は出ております。

交付する金額に関してはそれほど差はありません。ただ、例えば新1年生に対しての入学の扶助費に関しましては、少しだけですけども中学生のほうが高い金額を設定しております。

○小川委員　　小学生が390万ぐらいで中学校になると640万近くあるじゃないですか。生徒が少ないのに多いというのはどういうことかって聞いたんですけど。

○柳田教育総務課長　　すみません。数字をもう一度ちょっと精査させていただかなくてはいけない部分があるかと思うんですが、一応、先ほど、確かに委員がおっしゃられたとおりの部分と、あとは、ちょっと金額が大きいところで言いますと、来年、中学校の新1年生の交付者数が、数字が非常に多くございます。数字的には30名ということなんですけれども、そちらのほうが金額的にはちょっと大きくなってきているのかなというふうには思います。

○小川委員　　すると、中学校が30名ぐらい増えるということなので、これ、修学旅行も入っているんですか。

○柳田教育総務課長　　修学旅行への援助も入っております。

○小川委員　　この対象者って、非課税世帯全員入っているんですか、準要保護という形で。

○柳田教育総務課長　　対象者は、様々な準要保護、例えば住民税非課税世帯もありますし、幾つかの要件があるんですけども、おっしゃられるとおり住民税非課税世帯はこの対象となっております。

○小川委員　　ちょっと疑問に思うところは、結構所得が多かってもきょうだいが多いと控除されていくじゃないですか。控除されていって非課税になって、またおまけにこっちで援助してもらって、ちょっと不公平感があるんじゃないかなという気もするんですけど、その点はいかがお考えですか。

○柳田教育総務課長　　確かにおっしゃられますとおり、いわゆる所得を基準としたこういった制度の組立てに関しましては、どの制度であってもやはりお子様が多い世帯のほうが控除額が多かったりしてというのはあるとは思いますが、いわゆる基準として捉えた場合、どうしてもそこは住民税非課税世帯というのが一つの基準にせざるを得ないというところもありますので御理解いただければと思います。

○西川委員　　単純に、これ、思うんですけど、中学校で、自家発電設備、あるん

ですか。

○柳田教育総務課長　　もしかしたら、まだちょっと、確認、ちゃんとはできていませんけれども、尾中も輪内中も多分ないかと思います。

○西川委員　　資料4のスポットクーラー、これ、災害発生時に暖房もエアコンも使えるってなっておるんですけど、停電だったら、これ、使えませんよ。

○柳田教育総務課長　　大規模災害の場合、長期間にわたる停電も考えられますけれども、今回導入するものに関しては、どうしても電源が必要になってまいりますので、そういったところは、電気が開通しない限りは利用できないかも分かりません。

○西川委員　　書くのは、これ、省いておいたほうがよかったんじゃないですか、単純に思ってね。それはそれで結構なんですけど、199ページのところで、向井小学校で一つ、矢浜小学校で二つの便器を替えるとかいう話、ありませんでしたか。

○柳田教育総務課長　　小学校の施設整備事業の中の修繕料の中で、洋式化につきましては矢浜小学校の2基と向井小学校の1基を替えていくということで予定しております。

○西川委員　　今まで替えていなかったんですか。

○柳田教育総務課長　　尾鷲市の便器に関しましては、年度を追って、順番をつけて、一遍に替えるとなかなかの金額になってまいりますので、洋式にすべき優先順位を各校から取りまとめて、毎年三つ四つずつぐらい、順次交換していくということになっておりまして、矢浜、向井にも既に、生徒が中心的に使うようなトイレというのは、洋式化のほうは済ませていただいているところもあれば、まだ和式のところもございます。

○西川委員　　ということは、今、もう、入校生がおらん、統合を考えなあかん時期に来ておるわけでしょう、そこに新規のものをぶち込むんですか。ちょっとそこが、もし何もないんだったらこれは必要かなと思うけど、もう、これ、矢浜も向井も尾鷲小学校と統合を考えんならん時期ですよ。そういうときにやるんですか。

○柳田教育総務課長　　統合の議論というのは尾鷲市は必ずついて回るのかなとは思っております。

ただ、一方でトイレに関しましては、まず一つ目としては、全てのトイレを洋式化しようとはまでは考えておりません。ある程度の基準まで来たら、当然、使用率の低いトイレというのはそのまま和式のままで置いておこうかなと思っているところです。不必要に全てを和式から洋式にしようとはしておりませんし、現在も、矢浜

小学校、向井小学校も、先生、生徒、たくさんの方が学んでおられるような状況でありますので、そういった中で、どうしても替えなくてはいけない、利便性を損なわれない、まだ学校がある間はそこはどうしても使うというトイレに限って、優先順位をつけて改修のほうも現在進めておるところでございます。

○中村（レ）委員　奨学金ね、これ、前も言ったと思うんですけども、貸付けじゃなくて、もう、これ、この値段、あげてほしいなと思うんですよ。これ、本当に、借金を背負わされて学校に行かなあかんってすごい不幸やと思うんですよ、出たときにお金を返さなあかんって。本人が、これ、ほとんど返していきはるか、親が非常に苦勞して返していきはるんやろうけど、もう、それこそ高校無償化になろうとしているときに、そうなったらこれも反対に、要らん、なってくるのかもしれないけれども、特に大学に行くときは、もう、これ、貸付けじゃなくてあげてやってほしいなというのは毎回言っているんですけども、なぜずっと貸付けなんですか。

○柳田教育総務課長　今回といいますか、尾鷲がやっているのは貸付けというような形の事業でありまして、委員がおっしゃられるとおり、他地域、他市町村におきましては交付型の奨学金もございます。この制度が始まって相当期間もたってきておりまして、いわゆる学校教育であったり、子供にまつわる社会的状況というのは大変大きく変わってきておるかと思っておりますので、今後、急にすぐ、なかなか交付のものをまとめましようとなると、予算上の課題なんかもございますので、そういったところも十分協議……。

○仲委員長　正午の時報。お待ちください。

（休憩　午前 11 時 59 分）

（再開　午後　0 時 00 分）

○仲委員長　再開します。

○柳田教育総務課長　そういったところも複合的に合わせて協議をさせていただいて、いわゆる大学に通学できない地域である尾鷲市にとってどのような奨学金制度というのが本当に必要なのかということも今後引き続き協議させていただきたいと思っております。

○中村（レ）委員　それこそ科目が違うから一緒じゃないって言われたらそれまでなんですけれども、小学校のトイレの改修がもうそんなにせんでええんやったら、これ、1,100万、工事費がね、この貸付けが500万ですよ、それが振り替えていかれへんというのは、子育てしている人にとっては非常にもやもやするのと違

うのかなって思うので、ぜひ、近い将来というのか、この貸付けというのを、何回も、きつとこれ、毎回言っているような気がするんですけど、お願いしたいと思います。それはお願いです。

もう一つ、スポットエアコンの排出口についてお尋ねしたいんですけども、これ、これだけ大きな容量のものを、1台につき必ず排出されますよね、それは、ドアを開けてされるんですか。どういうふうにしてされる。それ、ドアを開けてするんやったら何もクーラーの役に立てへんけど、これはこれ用の接続口をつくられるんですか。

○柳田教育総務課長 スポットエアコンに関しまして、幾つか方法があります。委員がおっしゃるとおり一番いいのは、いわゆる外のドアを開けておいて排出させるのが一番熱的には効率がいいんですけども、このスポットエアコン、体育館で使われるものですので、いわゆる体育館の上の高さがあると。全ての締め切った形でこの機械を動かしても、夏るときは冷たい空気は下にたまって暖かい排熱は上にたまるような形で処理できますので、いわゆる運動しておるところ、床に近いところは非常に涼しい状況というような機械となっております。

○仲委員長 ほかに質疑。

○小川委員 このスポットクーラー、これ、国の補助金というか、それは、半分ぐらい、2分の1ぐらいあるんですか。

○柳田教育総務課長 このスポットクーラーに関しましては特交の措置がありまして、およそ70%が交付税バックするというふうに聞いております。

○小川委員 今、国のほうは体育館のエアコンで2分の1の制度をつくりましたけど、そのほうが得やということなんですね。

○柳田教育総務課長 令和7年度におきましてはそちらのほうが有利であるということで財源措置のほうを受ける形で予定しております。

○小川委員 8年度からはまた、これが多分なくなってくると思うんですけど、そうしたら2分の1のほうに切り替えるということですか。

○柳田教育総務課長 一応令和8年からはこの特交措置のほうがなくなるというようなことも聞いておりますので、そういった場合には、今、委員がおっしゃられたような有利な補助金を求めて事業のほうを組み立てていきたいと考えております。

○仲委員長 他に質疑はございますか。

○南委員 直接予算とは関連はないんですけども、今、西川委員さんのほうが、

統合せんならんような時期じゃないかというようなことで計画云々の話なんですけれども、1点、尾鷲市教育ビジョンの中で、学校の適正規模、適正配置についてはどのような方向を示されておるのか、それだけお聞かせください。

○柳田教育総務課長　　ビジョンのほうには、ごめんなさい、明確に、恐らく統廃合のことに関しては明言されておるようなところはないかと思えます。ただ、以前に統廃合に関する答申があった中では、人数によらない統合のほうを今後進めていかなあかんというようなところが示されておりました、おっしゃられるとおり、内発的になかなか子供が増えてこないような状況の中において、市のほうとしても今後どういうふうな形で、まずは検討していくべきかということを協議してまいりたいと考えています。

○南委員　　直接予算に関わっていないんですけれども、やはり、適正規模、適正配置というのは大きな問題ですので、以前、設置された、適正規模、適正配置でいくとかなり、もう統合されておるような条件の学校が多々あると思うんですけれども、特に今回、矢浜小は、14名でしたか、新入生が入るということで驚いたんですけれども、向井小学校なんかはもう、初めて欠員ができたということで、新年度から、漏れ聞いた話なんですけれども、教頭が引き揚げられるというような、そういったような状況下の中ですので、やはり教育委員会あたり、総合教育会議のあたりなんかでもこういったことも議題として上げていただいて、本当に真剣に僕は検討されるべきじゃないかなと思うんですけれども、教育長はどのようにお考えかお聞かせください。

○田中教育長　　委員さんが今言ってくれたように、平成18年に、適正規模、適正配置というやつが答申が出されて、そのときから大分時間はたっております。その中を読んでみると、やはり子供の数だけに限定して統廃合ということを考えるべきではないというのはそのときもちゃんと明言されてはおるんですけど、言ってもやっぱり人数的に向井小のほうも、今回、教頭のほうは吸い上げ、なくなり、それから、養護、事務は、今までも事務は臨時やったんですけど、臨時を置くというようなことになって、これは紀北町のほうも、そういう学校も、今、出てきているみたいですので、それについては、教育委員会でその辺のことを、今後のことをやっぱり考えていかないと、急に来る可能性もありますので、輪内のほう、輪内のほうと思えば今度は向井のほうもそういうあたりが出てきていますので、その辺は十分考えていきたい。

ただ、今のところ、保護者、地域から、統合のことという話題は一切出ておりま

せん。僕のほうへは入ってきておりませんが、教育行政としてはその辺もしっかりと考えていかなあかんのかなというふうには思っております。

○濱中副委員長 193 ページ、ここの事務局費の中にある給食の給付金、昨年よりも減っておるんですね。恐らく人数が減ったという単純な話かなとは思いますが、すけれども、ただ、ここへ来て米代が、去年の今頃と、2倍近くなったりとか、食材費の値上がりということが騒がしくなっておるんですけれども、食材調達の中で心配なことは届いていないのかなと思うことが1点と、もう一つ、農水の審査の中で、オーガニックの野菜の学校への提供とか、そういうのが出ておったんですけれども、オーガニックビレッジの宣言もやっておることもあるので、こういった食材が給食のほうに使われているのかとか、安心安全アピールではないですけれども、昨今やっぱり、食材、気にする保護者の方も結構おると思うので、給食献立の中なんかでそういったことが表されないのかなと、こういうものを使っていますよ、地元食材のことであったり、そういうものがどういうふうにして表現されておるのかなというの。

その2点、ちょっと教えてください。

○柳田教育総務課長 今、水産農林課と連携しておりますような、いわゆる地産地消、いわゆる地域の食材を使うというものに関しましては、どうしても給食の調理内ですと工程数が決まっています。例えば、アマナツミカンをそのまま入荷して、皮をむいて、いためて、刻んでとかという工程が増えれば増えるほど、なかなか給食として提供するのが難しい状況がありますので、今は幾つかの工程を現場でやっていただいて納入していただいておりますというふうな、言わば少しイベント的な事業になってきております。

ただ、そこら辺のいわゆる供給の部分が、いわゆる学校給食上調理の過程が減らせられるというようなものができてくれば、当然そういったものを有効活用していければなというふうに思っています。

また、食育に関しましては、いわゆるそういった食の安全性というのは、やはり保護者の方は非常に気になっているところであるかと思えます。そういった部分に関しましては、給食だよりであるとかというものを利用して、各学校から保護者の方にお伝えするようなことをしておりますし、今後、当然、先ほど、マダイであったりブリであったりの、こういった食育のことに関しましても報告さしあげたとおり、これからまだまだ、ますます、いわゆる食品、食料の供給地域である尾鷲市を、PRであったり、子供たちがふるさと教育として学んでいく場面というものをつく

っていかななくてはいけないなと思っておりますので、そういったところも含めて今後協議してまいりたいと思います。

○濱中副委員長　米代が高くなって、食材費のことをもう一遍。これ、次のことを言うてからでいいです。

さっきもほかの件で、保育園とかこども園とか学校とか、いわゆる連携を取った中の流れでやっていきますということで、保育園のほうも地元食材を使ってもらったの食育ということに関しては共通項でやっておると思うんですけども、これは市長のほうにお願いしておくのかな、そうやって、食育を物すごく盛り上げようと、食ということに関して尾鷲は特化したものをやっていこうとしておる中で、今回1校だけが外部委託になるんですよね。そういったことも、それが、ほかの食育とか食の基本計画、学校ビジョンにのっとなってやる食育から外れないように、全部が尾鷲の子供たちを育てる上での食の食育というものに関して差が出ないように、ぜひ市長のほうからは御指示いただきたいと思っておりますので。

○加藤市長　おっしゃるとおりです。ベースは食育なんですよね。食育を基準とした給食をどう提供するのかというようなことがまず僕は大事だと思いますので、それは直でやるのか、委託でやるのか、考え方は全部一緒ですので、その方向で全部やっていただかなきゃならない。その辺のところは委託になったところにはきちんとお願いしなきゃならないと思っております。

○柳田教育総務課長　委員御指摘の、いわゆるお米代であるとか材料費の高騰に関しましては、教育委員会としても非常に危惧しておるところではあります。

ただ、一方で米などに関しましては、やはり今年は米が不足して本当に価格が上がっておりますが、また新米が出てきたりとかすると、いわゆる年間で通して大体幾らぐらいかかるのかというところを試算した上で給食の費用のほうを算出しておりますので、今のところ給食の価格を上げずにいけるのではないかというふうな公算があるそうです。

ただ、一方では学校のほうも、かなり切り詰めて頑張っていたというのも現状でございます。

○濱中副委員長　本当に、米、特に、先行きがちょっと不透明なニュースを聞くとすごく不安になるんですけども、切り詰める必要はもちろんあるんやろうけれども、質を下げても切り詰めることのないようお願いしたいと思います。

○仲委員長　他に質疑。

○中村（レ）委員　今日の新聞に載っていたんですけども、全国一斉学力テス

トの件についてお尋ねしたいんですけれども、尾鷲市は学力の全国平均を100としてそのうちの何%みたいなので学力を測るようにされているんですけれども、そういうやり方をしている自治体の数って全国で幾つあるのか、今、分からへんかったらまた後で教えてください。

○柳田教育総務課長 すみません。資料のほうがございませんので、また追って資料をつくらせていただきます。

○仲委員長 他に質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしとします。

生涯学習課については、今からやっても時間がかかり過ぎていきますので昼からにいたします。再開は1時15分ということで、それでは教育総務課の審査を終了いたします。御苦労さんでした。

(休憩 午後 0時14分)

(再開 午後 1時12分)

○仲委員長 それでは、再開いたします。

生涯学習課の令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について、説明をお願いいたします。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 続きまして、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち生涯学習課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書24、25ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料234万1,000円、そのうち生涯学習課分は、2節社会教育使用料117万2,000円は、公民館使用料、天文科学館入館料及び使用料のほか、行政財産使用料につきましては、天文科学館に設置する報道各社の情報カメラ等に係る行政使用料でございます。3節保健体育使用料103万6,000円は、市営運動場、テニスコート等の使用料、体育館使用料は九鬼体育館の使用料でございます。

次に、28、29ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金5億9,890万8,000円、1節教育費補助金のうち生涯学習課分は、社会資本整備総合交付金は国

市浜公園野球場建設工事に対する交付金 5 億 6,251 万 5,000 円と、文化財保存事業費関係補助金は熊野古道参詣道の八鬼山第二橋工事に対する補助金 1 億 18 万 7,000 円でございます。

次に、32、33 ページを御覧ください。

15 款県支出金、2 項県補助金、7 目教育費県補助金 2 億 71 万 5,000 円、1 節教育費補助金のうち生涯学習課分は、放課後子ども教室推進事業補助金 2 億 16 万 4,000 円でございます。

次に、38、39 ページを御覧ください。

20 款諸収入、5 項雑入、1 目雑入、9 節教育費雑入 2 億 10 万 4,000 円のうち生涯学習課分は、図書館コピーサービス料 9,000 円、次ページをお願いします、熊野古道保全整備事業補助金は熊野古道の修繕事業に対して東紀州地域振興公社から交付される補助金 50 万円、下から 3 行目となります、自動販売機電気使用料 4 万円、野球場ナイター電気使用料 3 万 6,000 円でございます。

以上が歳入についての説明でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書 204、205 ページを御覧ください。

9 款教育費、4 項社会教育費、1 目社会教育総務費、本年度予算額は 5,418 万 9,000 円で、前年度比 4,650 万円の減額でございます。

人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので割愛させていただきます。

次ページを御覧ください。

細目社会教育一般事務費は 9 億 99 万 9,000 円でございます。主なものといたしましては、社会教育委員報酬 6 名分の 1 億 59 万 9,000 円、負担金、補助及び交付金 2 億 74 万 4,000 円のうち、少年活動事業補助金 3 億 3,000 円は子ども会育成会連絡協議会に対し、女性活動事業補助金 5 万円は婦人の会連絡協議会に対し、文化活動事業補助金 1 億 46 万 6,000 円は文化協会に対し、それぞれの活動に補助するものであります。

それでは、社会教育一般事務費における子育てを支えあう環境づくり事業につきまして、主要施策の予算概要の 84 ページにて御説明いたします。

本事業は、子育て支援に関わる団体や地元事業所等と連携し、誰もが安心して受けられる地域ぐるみの子育て支援として、本市ならではの特性を生かしたイベントを開催し、地域が一体となって地域の子供を見守り育てる環境づくりとともに、子

育てしやすい地域づくりを推進していくものでございます。

令和7年度も、地元事業所等のお仕事を体験するお仕事HAPPYDAYなど、子育て世帯が親子で楽しめるイベント子育てHAPPYDAYを年3回実施いたします。

事業費は19万7,000円で、財源内訳は全て一般財源でございます。

続きまして、予算書206、207ページにお戻りください。

細目二十歳のつどい事業は75万1,000円でございます。これは、その年に二十歳を迎えられた方を対象に、式典、尾鷲市二十歳のつどいを実施するもので、主なものといたしましては、報償費25万8,000円は記念品代のほか、使用料及び賃借料24万2,000円は会場である文化会館使用料でございます。

細目放課後子ども教室推進事業324万6,000円は、放課後等における子供の安全で健やかな居場所づくりを進めるもので、いきいき尾鷲っ子として、各小学校、放課後児童クラブ等と連携しながら、地域資源を活用した講座や輪内地区で行うサマースクールなど、令和7年度は年間43講座の開催を予定しております。

主なものといたしましては、放課後子ども総合プランの運営委員報酬として13万9,000円、放課後子ども教室のコーディネーター、講座の講師への報償費273万5,000円で、事業費の3分の2を上限に県の補助金が交付されます。

次ページを御覧ください。

2目公民館費、本年度予算額は2,588万6,000円、前年度比186万8,000円の増額でございます。

財源内訳のその他特定財源は、公民館使用料、ふるさと応援基金繰入金などの149万1,000円でございます。

細目公民館管理経費は2,229万円で、主なものといたしましては、需用費907万3,000円のうち光熱水費は729万6,000円でございます。役務費303万9,000円は、主に浄化槽保守点検等手数料などで、委託料1,006万6,000円は、主なものは中央公民館等警備業務委託の695万5,000円で、これは、中央公民館と、令和6年度までは、別科目、屋内運動場施設維持関係事業で計上していた、庁舎別館、体育文化会館の警備業務委託でございます。

次ページを御覧ください。

細目公民館活動経費は46万6,000円で、主なものといたしましては、市民向け講座開催に係る講師謝礼38万円でございます。

次に、3目天文科学館費、本年度予算額681万1,000円で、前年度比79

万3,000円の増額でございます。

財源内訳は、その他特定財源の2万6,000円は入館料等でございます。

細目天文科学館管理運営経費は199万7,000円で、主なものといたしましては、天体観測指導員の報償費31万8,000円、需用費の光熱水費42万円、委託料の天体望遠鏡保守・点検業務委託料44万円などでございます。

次に、4目図書館費、本年度予算額2,814万6,000円で、前年度比347万9,000円の増額でございます。

財源内訳のその他特定財源250万9,000円は、ふるさと応援基金繰入金250万円と、図書館コピーサービス料9,000円でございます。

次ページを御覧ください。

細目図書館管理運営経費は603万4,000円で、主なものといたしましては、需用費のうち消耗品費として、新聞、雑誌の定期購読料など75万円、使用料及び賃借料169万7,000円のうち図書館システム使用料132万円は、所蔵図書の検索や貸出管理等を行うシステムの使用料で、備品購入費260万円は図書購入費でございます。

次に、5目文化財保護費、本年度予算額511万8,000円、前年度比73万3,000円の増額でございます。

財源内訳は、国庫支出金の118万7,000円は文化財保存事業費関係補助金で、その他特定財源の150万につきましては、熊野古道森林施業対策基金繰入金と、東紀州地域振興公社からの熊野古道保全整備事業補助金でございます。

細目一般保護事業は511万8,000円で、主なものといたしましては、次ページを御覧ください。需用費65万3,000円のうち修繕料50万円は熊野古道の維持管理に係る修繕料、役務費44万6,000円のうち熊野古道維持保全活動手数料30万円は熊野古道保全団体の活動に対して支払う手数料、工事請負費219万5,000円は八鬼山第二橋の架け替えに係る工事費、補償、補填及び賠償金の補償金100万円は、熊野古道と林業施業との安全調整等の経費補填に係るもので、熊野古道森林施業対策基金繰入金が充当されております。

次に、6目郷土室費、本年度予算額742万円、前年度比21万1,000円の減額でございます。

財源内訳は、その他特定財源50万円はふるさと応援基金繰入金の充当によるものであります。

細目保存運営事業は106万8,000円で、主なものといたしましては、委託

料 82万5,000円のうち60万5,000円は、県指定文化財である尾鷲組大庄屋文書をはじめとする史料の燻蒸に係る委託料でございます。

次に、7目少年センター費、本年度予算額は687万1,000円で、前年度比119万9,000円の増額でございます。

財源内訳は、その他特定財源70万円はふるさと応援基金繰入金の充当によるものでございます。

次ページを御覧ください。

細目少年センター一般事務費は72万8,000円で、主なものといたしましては、啓発物品購入に係る消耗品費や、ボランティア活動に係る傷害保険料などがございます。

補助金56万2,000円は、青少年非行防止活動事業補助金として少年指導員の会に22万円、青少年育成地域活動事業補助金として青少年育成町民会議に18万円、地域間交流活動推進事業補助金として青少年育成市民会議に16万2,000円の助成を行うものでございます。

次に、8目文化会館費、本年度予算額は5,739万5,000円で、前年度比665万円の増額でございます。

財源内訳は、その他特定財源2,900万円は、ふるさと応援基金繰入金と、三重県市町村振興協会市町交付金の充当によるものであります。

細目文化会館管理運営費は5,739万5,000円で、主なものといたしましては、需用費の修繕料877万9,000円は、空調機修繕、エントランス等の照明の修繕などがございます。

委託料4,857万8,000円は、主なものといたしましては、吊天井調査業務委託料295万8,000円、これは、文化会館のつり天井が建築基準法の既存不適格であることから、現状確認し対応策を立てる調査費で、また、公益財団法人尾鷲文化振興会への文化会館の指定管理料4,537万2,000円でございます。

以上、4目社会教育費の合計は、本年度予算額1億9,183万6,000円で、前年度比で3,198万9,000円の減額でございます。

続きまして、9款教育費、5項保健体育費でございます。

1目保健体育総務費、本年度予算額は3,784万円で、前年度比1,053万6,000円の増額でございます。

財源内訳のその他特定財源43万7,000円は、学校開放使用料でございます。

細目スポーツ振興事業は1,233万1,000円で、主なものといたしまして、

報償費 202万8,000円は、令和7年度完成予定の野球場の活用やスポーツを推進していくための地域おこし協力隊1名の6か月分の報償費と、次ページを御覧ください、委託料70万円は、美し国三重市町対抗駅伝参加事業委託料と、負担金、補助及び交付金921万2,000円のうち、負担金として紀北健康センター利用料負担金648万円と、補助金として成年スポーツ活動事業補助金60万円は、尾鷲市スポーツ協会の優秀選手の協会表彰、スポーツ講習会や各種競技の市民スポーツ祭などに係る補助金と、地域おこし協力隊活動費補助金100万円であります。

なお、地域おこし協力隊につきましては、令和8年度を始期とする第2次スポーツ推進計画、令和7年度末完成予定の国市浜公園野球場、令和8年度末完成予定の体育文化会館など、スポーツ振興に係る計画や施設が控えており、これを契機として、市のスポーツ推進のため、これらの施設の活用や計画の推進を図る人物を募集していきたいと考えております。

次に、2目運動場管理費、本年度予算額は11億4,512万4,000円で、前年度比5億759万2,000円の増額でございます。

財源内訳は、国庫支出金5億6,251万5,000円は社会資本整備総合交付金で、地方債5億620万円は多目的スポーツフィールド整備事業債で、その他特定財源6,955万円は国市浜公園整備等基金繰入金などがございます。

細目運動場維持管理経費は636万9,000円で、主なものといたしましては、委託料187万7,000円は、市立運動場、野球場代替グラウンドの清掃や除草などに係る運動場施設管理業務委託料で、原材料費154万6,000円は、グラウンドやテニスコートの整備に必要な補充土やケイ砂でございます。

細目多目的スポーツフィールド整備事業は11億3,875万5,000円で、主なものといたしましては、次ページを御覧ください、委託料2,520万円は、国市浜公園野球場建設工事監理等業務委託料として840万円、野球場以外の設計等業務委託料として1,680万円で、工事請負費11億1,300万円は、2年目の国市浜公園野球場建設工事費でございます。

なお、工事費に係る詳細につきましては、松永主幹より資料にて御説明いたします。

○松永生涯学習課主幹　それでは、資料1ページを御覧ください。

令和6年度と令和7年度の国市浜公園に係る事業とスケジュールについて御説明いたします。

国市浜公園野球場建設工事につきましては、令和7年度当初予算について、債務

負担限度額である11億1,300万円を計上し、先ほど令和6年度補正予算で御説明した、令和6年度から3億110万円を繰り越しております。

次に、国市浜公園野球場建設工事監理等業務委託につきましては、建設工事期間中を業務委託するため、令和7年度当初予算において、債務負担限度額である840万円を計上しております。

次に、避難路地質調査業務委託につきましては650万5,400円で、令和6年度中に完了しております。

次に、避難路設計・積算業務委託につきましては、1,691万9,100円で契約し、先ほど令和6年度補正予算で御説明したとおり、令和6年度から繰り越しております。

国市浜公園設計等業務委託につきましては、令和7年度で、野球場以外の箇所について、設計、積算を行うためのものがございます。また、避難路設計・積算業務委託の詳細が固まりましたら、避難路整備工事と園路舗装工事をしかるべき時期に予算計上してまいりたいと思っております。

なお、工事の詳細な説明につきましては、建設課長より御説明させていただきます。

○塩津建設課長　それでは、委員会資料の2ページを御覧ください。

こちらは、国市浜公園野球場建設工事のドローンによる進捗状況の空撮写真でございます。

写真左上が、令和6年7月の着手前の状況でございます。右上が令和6年12月中旬のもので、左下が令和7年1月中旬の撮影で、直近の令和7年2月中旬の状況が右下の写真となっております。御覧のように、現在、外野スタンドの外周部分が完了している状況でございます。

進捗状況につきまして、出来高ですが、2月末時点での予定が4.19%で実績が4.9%と、順調に進捗しております。

次の資料3ページを御覧ください。

避難路設計・積算業務の進捗状況について説明させていただきます。

現在、門型カルバートの一般図のほうができております。

まず、左上の側面図を御覧ください。

こちら、ボーリング調査の柱状図を併記しておりますが、調査により、標高マイナス14.2メートルの部分に支持層があることが判明しましたので、内径1,000ミリの場所打ちぐいを14.5メートル施工し、構造物を支持する設計としてお

ります。

この場所打ちぐいにつきまして、図面の右上の断面図を御覧ください。

右岸側、左岸側にそれぞれ2本ずつ、計4本施工する予定でございます。

左下、平面図を御覧ください。

緑色の点線で囲っておりますが、この点線部分が施工の際に行う土留め鋼矢板の設置箇所となります。

この土留め鋼矢板の設置につきまして、次の資料4ページを御覧ください。

設置の際の県道の規制状況の案でございます。図面中央付近に青色点線と斜線で表示した部分、これが高压電線による制限範囲でございます。これに干渉しないように設置を行う必要がありますので、図面下のほうに赤字で示しておりますように、県道中井浦九鬼線を約120メートル、車線減少の規制を行い仮ラインを設置しまして、それで、仮囲いにつきまして60メートル設置し、土留め鋼矢板設置のためのクレーンを据え付ける予定としております。

この規制案に基づきまして、今後、道路管理者である三重県と協議を進めてまいります。

次の資料5ページを御覧ください。

土留め鋼矢板設置に係る、電線、架空線及び電柱移設の案でございます。

まず、図面左下の部分にあります側面図を御覧ください。

鋼矢板の設置方法ですが、左岸側、公園側となりますが、こちらと中央部分の鋼矢板につきましては、高压電線による制限範囲を考慮して、左岸に据え付けた4.9トンぶりのクレーンにより設置いたします。右岸側、県道側ですが、こちらは、右岸に据え付けた25トンぶりのクレーンにより鋼矢板を設置する予定でございます。

図面左側の平面図を御覧ください。

中央に近い部分、紫色の円で示したのがクレーンの旋回範囲で、赤色実線で表示したものが、施工上支障となる架空線及び電柱でございます。

この支障となる架空線及び電柱を、青色点線で示した部分に移設する必要がございます。これについて現在、所有者である中部電力と協議している状況で、先ほどの県道規制と併せまして、これらの協議に日数を要していることから、今回繰越しをさせていただきたいと考えております。

国市浜公園野球場建設工事と避難路設計・積算業務委託の進捗状況に係る建設課の説明は以上でございます。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 以上が、多目的スポーツフィールド整備事業に係る説明でございます。

それでは、予算書220、221ページにお戻りください。

次に、3目屋内運動施設管理費、本年度予算額は57万2,000円で、前年度比258万5,000円の減額でございます。

財源内訳は、その他特定財源11万3,000円は、体育館、武道場の使用料であります。

細目屋内運動施設維持関係事業は57万2,000円で、維持管理のための修繕料などが主なものでございます。

以上、5項保健体育費の合計は、本年度予算額11億8,353万6,000円で、前年度比で5億1,554万3,000円の増額でございます。

以上が、生涯学習課に係る議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○仲委員長 以上が、生涯学習課の、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の説明でございます。

質疑がある方は挙手願います。

○中村（文）委員 主要施策の84ページの子育てHAPPYDAYのことなんですが、イベントを年3回されているということで、お仕事体験というのにも参加させていただいたこともあるんですけども、年3回というのはお仕事体験を3回されているということですか。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 子育てHAPPYDAYにつきましては、お仕事体験、お仕事HAPPYDAYのほかに、今年度でいきますと、夏に公民館をお化け屋敷にしましたホラーナイトというイベントと、あと、今月開催する予定なんですが、中村山でお花見をするお花見縁日というイベントの、合わせて3回開催する予定でございます。

○中村（文）委員 年3回ということなんですが、それが4回5回ってなることはない感じですか。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 このイベント開催につきましては、子育て関係をする庁内の関係部署もそうなんですけれども、一般の子育て支援団体と一緒に実行委員会をつくってしまして、その中で内容を決めております。それ以上、4回以上やりたいという気持ちはあるんですけども、今現状でしたら年3回で結構大変

かなという思いであります。

○中村（文）委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、予算書の215ページなのですが、委託料の館内生物環境調査業務委託料ってあるんですけども、これは、詳しく内容を教えていただくことはできますか。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 これは、中央公民館の奥にある郷土室の収蔵とか展示室の燻蒸を行っているんですけども、今年度までは、二つの薬剤、バイケンという薬剤とブンガノンという薬剤を使って、2回に分けて燻蒸を行ってまいりました。今回ちょっと見直しを行いまして、ブンガノンという薬剤が製造中止になるということもありましたので、バイケンという薬剤のみで燻蒸する予定です。

ただ、バイケンという薬剤は2日間ガス抜きが必要ということで、年末の閉庁日以降に今まで開催しているんですけども、本当に虫が出るのが5月ぐらいで、虫が活発になるのが8月ぐらいになるものですから、実際それだけでいけるのかというのちょっと議論なところがありまして、今回、新たに虫の被害が起こっていないかというのを調査するのがこの調査業務委託料になります。

○仲委員長 他に。

○岩澤委員 予算書209ページ、ちょっと説明していただいたんですけども、一番下の中央公民館警備委託料695万5,000円、これ、前年度374万円から695万円に上がっているんですけども、一緒になったと言っていて、もう一度説明していただけますか。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 今年度までは、中央公民館の警備委託が公民館管理経費で、それで、庁舎別館、武道場とか体育文化会館につきましては、屋内運動施設維持関係事業のところで計上しておりました。体育文化会館が現在、耐震の関係で使用中止になっていることもありまして、学校開放の体育館の鍵ですとか、あとテニスコートの鍵とかは、中央公民館に警備の方が2人来てくださって貸し出しして、その貸出しが終わったらまた庁舎別館とかをパトロールをして、また鍵を返してくるときに中央公民館に戻ってくるという、結構中央公民館での活動がメインになってきたものですから、そちらのほうで計上させていただいております。

○岩澤委員 ありがとうございます。

予算書217ページ、文化会館管理運営費になるんですけども、その中の修繕料877万9,000円、こちらの空調と電気を替えたということなんですけれども、こちらの内訳を教えてください。

○丸田生涯学習課長補佐兼係長 令和7年度の修繕料877万9,000円の内訳

なんですけれども、主なものとしては、空調機器、これが440万ほどになります。

あと、エントランスや廊下など、今は白熱灯なんですけれども、これが製造が終了したことからLED化にする費用が220万程度、あと、舞台設備の大黒幕というのがあるんですけど、こちらがちょっと消耗しているということで150万ほど、あと、文化会館の前にトーテムポールがあるんですけども、こちらが大分朽ちてきておりまして、これを倒れることがないように補強する費用、こちらが27万円ほど予算計上しております。

○岩澤委員　　ありがとうございます。

前年度も585万円の修繕料がかかっている、今年度は877万の修繕料がかかっているんですけども、今後ずっとこういうふうに修繕料が見込まれると思うんですけども、基本的には、空調だったり、必要最低限の部分から替えていくということが優先順位になると思うんですけども、舞台の照明、音響も、あれが建ってからほとんど替わっていない機材もいっぱい入っているんですけども、そちらの予定はありますでしょうか。

○下村副市長　　文化会館も建設されて30年以上経過して、かなり老朽化が進んでおると。それと、舞台関係のつり物関係、あと、電気、照明関係、音響関係も、少しずつは改善はしておるんですけど、大本は改善できていない、もう交換する部品もないというような状況が続いております。

ただ、現在の文化会館の稼働率等を鑑みて、今後、文化会館自体をどういった運営でしていくのかということで、現在、教育委員会を中心に、財団法人文化振興会と協議を重ねておる状況であります。

築30年を超えておりますので、いろいろな修繕が必要になってくると思うんですけど、今後、文化会館の運営自体をどういうふうに持っていくのか、稼働率をどういうふうに上げていくのかということを検討しなければならないと。ただ、文化会館が開館した平成5年のときは、尾鷲市の人口が2万7,000人以上だったという状況を踏まえて、今後そういう大ホールの使用について、もっと使いやすいようにするべきなのかとかということを検討していかなければならない時期に来ていると思っております。

○岩澤委員　　ありがとうございます。

会館の使用料についてなんですけど、やはり市民の方が気軽に借りれる値段になっていないと思うので、今後幅広く、今の高い値段で少ない利用者数より、安くして多くの人に使ってもらおうという方向性もあるかなと思いますので、ぜひ前向きに

検討していただけたらと思います。ありがとうございます。

○下村副市長 会館使用料の決定の際には、私も当時担当でございました。近隣の自治体の会館の方にもいろいろお話を聞いたんですけど、当時、平成5年の光熱水費が1,800万ぐらいと。いわゆる電気代、空調関係、空調・照明関係がかなり高いということで、せめてそれぐらいを回収できるような使用料にするべきというのが当時の判断でありました。

ただ、現在のように人口が減ってきて稼働率が下がっておるような状況ですと、使いやすいように、いわゆる教育・福祉関係については減免ということも考えていかなければならないかなど。

ただ、実際にかかる費用が、先ほど言いましたように使えば使うほど電気代がかかるという現実がございますので、その辺についても協議していきたいと思っております。

○仲委員長 他に質疑はございますか。

○中村（レ）委員 門型ボックスカルバートについて確認したいんですけども、側面図を見る限り、手すり、欄干、ないんですけど、これ、沈下橋ですか。

○塩津建設課長 一応、今この側面図には示しておりませんが、実際施工には、手すり、欄干等をつくこととなると思います。

○中村（レ）委員 これ、前もお尋ねしたんですけど、ハイウオーター、一番高い水位からこの橋のコンクリートの下端まで何センチですか。

○塩津建設課長 30センチの確保をしております。

○中村（レ）委員 これ、これも前にお聞きして何も変わっていないんですけども、これ、避難歩道って聞いたんですけども、出た先の歩道の幅とこの橋の広さが全く整合性がないんですけども、これ、全面人が逃げて出ていったらとこでんで車道に押し出されるんですけども、それについて、どうして何か対策というのを取られないんですか。

○塩津建設課長 出た先で避難ルートが一つしかなければ起こり得ることかも分かりませんが、現在、複数の避難ルートについて検討いたしておりますので、その点、御心配ないと考えております。

○中村（レ）委員 これの高台への避難経路が全然示されていないんですけど、示していただけますか。

○塩津建設課長 避難経路につきまして、ソフト対策につきましては、防災危機管理課のほうと連携しつつ現在進めておりますので、またまとまり次第、委員会の

ほうで報告させていただきたいと考えております。

○中村（レ）委員　　これ、野球場ができて、跨線橋の落橋防止はしないと市長が返事されていまして。ほかの道もすごく、みんな低いんですよ。ここは、津波が来たら川に近寄ったらあかんという川の横です。それで、ちゃんとした、本当にこの野球場で遊んでいる子供たちの命を守れる避難計画が野球場の完成と同時に出示していただけるということですよ。

○塩津建設課長　　その辺、固まり次第、出させていただきたいと考えております。

○中村（レ）委員　　それは建設課が責任を持って出すんですか。どこが責任を持って出すか、その責任の所在を教えてください。

○塩津建設課長　　その辺につきましては、防災危機管理課のほうと連携して進めておりますので、避難経路の説明については、どこが説明というわけじゃないですが、委員会のほうで執行部のほうから説明させていただきたいと考えております。

○中村（レ）委員　　それはいつ出していただけますか。何でも後で、できてしまって、できてしまったからしゃあないって言わないでくださいね。これ、本当に一番大事な問題ですから。何でも、途中の説明なしにやってしまったからこれでいくでみたいな説明ばかり今回もずっとされているんですけども、これ、それはやめていただきたいんです。そやから、いつまでにちゃんと避難経路ができるか、明確にお答えください。

○塩津建設課長　　先ほども説明させていただきましたが、現在、避難路の設計・積算業務委託につきましては、関係機関、県道管理者や中部電力との協議のほうにちょっと時間がかかっておりまして、繰越しをさせていただいておりますので、まだこちらのほうは完了しておりません。これが完了しましたらしかるべき時期に予算計上してまいりたいというふうに答えさせていただいておりますので、現時点でいつとは申せませんが、固まり次第、予算計上と併せて説明もさせていただきたいと考えております。

○中村（レ）委員　　それは、野球場の完成と同時に、必ず安全に逃げれるという工事が終わるような時系列で予算計上されるんですよ。

○塩津建設課長　　その予定でございます。

○仲委員長　　他に質疑はございますか。

○西川委員　　中村レイさんのあれにちょっと追加して、これ、鋼矢板、打ちますね。これ、水替え工事、やるんですか。

○塩津建設課長　　水替えのほうは行う予定でございます。

- 西川委員　　これ、大体工事は何か月ぐらいを見越していますか。
- 塩津建設課長　　すみません。その辺、今、設計中ですので、またそれは固まり次第、報告させていただきます。
- 西川委員　　建設課長、これ、工期、しっかり見やんと、ここ、鋼矢板を打ったらダムになって、水替え、6インチや10インチでは追いつきませんよ。きちっとした計画を出してやってください。
- 塩津建設課長　　その辺、渇水期等の時期も考慮してやっていきたいと考えております。ありがとうございます。
- 仲委員長　　他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 仲委員長　　質疑なしといたします。

次に、報告事項、説明をお願いします。

- 柳田教育総務課長　　それでは、教育総務課より報告事項の説明をさせていただきます。

報告事項は、奨学金貸付事業の返還免除の対象者の拡大に関しましてでございます。

本件は規則改正でございますので議案ではありませんが、新たな制度ということになりますので報告いたします。

委員会資料11ページを御覧ください。通知させていただきます。

今回の返還免除拡大は、奨学金の利用者のUターン促進とそれに伴う定住人口の増加を目的としております。一定の条件を満たすUターン者も返還免除対象とすることで、尾鷲市への定住、移住を促進しようというものでございます。

対象者は、尾鷲市の奨学金を借り受け、一旦市外で居住、就職した後に、奨学金返済期間中に本市に転入し、市内企業に就職した方となります。

真ん中ほどに、免除のスケジュールのほうを三つお示ししております。

1行目が通常のパターンで、最終学歴終了後に1年間の執行猶予期間を設け返済を開始するというのが通常のパターンでございます。

2番目が、大学卒業後すぐに尾鷲に居住し、尾鷲の企業に就職した場合、卒業翌年から返済の執行猶予期間となり、5年が過ぎればその償還が免除されるというものでございます。

今回のケースが3行目となります。Uターン者への対応となりまして、返済期間中に、年度内でも、途中で尾鷲市に転居と尾鷲市内の企業に就職した場合、翌月の

支払い分から執行を猶予し免除するものでございます。

ただし、免除・猶予期間中に市外へ転出したり市外の企業へ再就職された場合は奨学金を全額返還するというものでございます。

次のページを御覧ください。

今後は、こちらにございますように、PRのポスターやチラシを作成させていただきまして、説明会や、商工観光課も就業セミナーなどを実施してございますので、そういったものと連携して、この奨学金制度の周知を実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

- 仲委員長 報告事項ではありますが、質疑はございますか。
- 岩澤委員 周知方法の一つとして、二十歳のつどいするときにもうちょっとこういったPRがあるといいなと思うんですけど、現在どうでしょう。
- 柳田教育総務課長 二十歳のつどい等でこういうようなポスターであるとかチラシは配っておりませんので、数多く作って、できるだけ多くの方に見ていただいて、そもそも奨学金も使っていただけるように、いろいろなPRを今後考えてまいります。
- 仲委員長 他にございませんか。
- 小川委員 確認なんですけど、企業による代理返還、これって、働く人には収入にならないんですよね。また、企業に対しては損金扱いできるんですよね、これ。企業も就職した人も損はしないということなんですよね。もう一回お答えください。
- 柳田教育総務課長 この代理返済事業につきましては、企業が、従業員さんが抱えている奨学金のほうを代理に返済すると。働いている方は収入として算出されませんし、会社のほうとしては損金として税制の優遇を受けれるということで、ウィン・ウィンの状況になります。なおかつ、会社としては企業イメージが非常に高くなるということで、そういった人材を求めやすくなるというのも一つこの制度の利点でもありますので、尾鷲の事業者様でもぜひぜひ使っていただけるようなPRのほうをしてまいりたいと考えています。
- 仲委員長 他に質疑はないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 仲委員長 これで教育委員会の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

本日はこれにて行政常任委員会を閉じます。

再開は明日午前10時からいたします。よろしく願いいたします。

以上です。

(午後 1時58分 閉会)